

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る  
財源のあり方に関する検討会議

報告書

令和8年5月

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議

## 目 次

1.	はじめに	1
2.	検討会議設置の背景	2
3.	箱根町が目指すべき方向性と検討会議の目的	5
4.	検討会議の前提条件と検討対象	5
5.	検討項目①歳出の対象分野と規模感	6
6.	検討項目②観光まちづくり財源のあり方	10
7.	中間報告	16
8.	観光の現状	17
9.	財政の見通し	22
10.	検討項目③具体的な制度内容	24
11.	おわりに	33
参考1	検討会議規則	35
参考2	委員名簿	37
参考3	検討会議の検討経過	38
参考4	宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会 報告	41
参考5	宿泊税に関するアンケート調査結果	47
参考6	箱根町における宿泊税の考え方（伊集委員）	64

## 1. はじめに

箱根町は、年間約 2,000 万人もの観光客が訪れる日本有数の国際観光地であり、基幹産業である観光業が成長することで、町民の暮らしを支えてきましたが、約 1 万人の人口規模を大きく超えるごみ処理や消防救急体制の確保などに多額の支出が生じているという財政的課題を抱えてきました。

さらに、長引く地価下落の影響等により、固定資産税をはじめとする町税は、右肩下がりで減収が続いたことから、行財政改革に取り組んできましたが、厳しい財政状況の中、町民サービス水準を維持しながら安定的な行財政運営を行っていくために、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間、固定資産税超過課税（1.58%）を実施しました。また、その間に作成した財政見通しを踏まえ、様々な検討を行った結果、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間は超過課税を継続するとともに、5 年毎に施行状況を検討したうえで、所要の措置を講ずるという内容の町税条例の一部改正案が議決されました。

その後、固定資産税の超過課税により、観光関係事業者や町民など町内外の幅広い方から負担を求めてもなお、令和 6 年度以降の財源について、さらに不足が拡大する見込みとなったことから、固定資産税超過課税の継続以外の新たな財源を検討するために、令和元年度に「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」）」が設置されました。

以降、本検討会議では、「行財政運営を考える町民会議（以下「町民会議」）」や行財政改革有識者会議の提言も踏まえ、今日まで検討を行ってきました。途中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光業への影響を考慮し、検討を中断せざるを得ない期間もありましたが、検討会議で定めた 3 つの検討項目である、「①歳出の対象分野と規模感」、「②観光まちづくり財源のあり方」、「③具体的な制度内容」について、これまでの議論を経て、箱根町の観光まちづくり財源の検討結果をとりまとめました。

## 2. 検討会議設置の背景

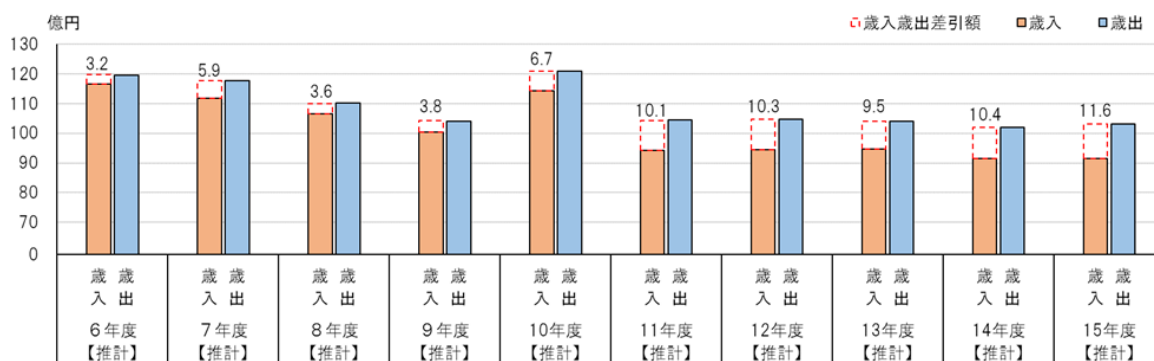
### (1) 財源不足額

#### ア 中長期財政見通し

箱根町では、行政サービスを提供するために、固定資産税超過課税（1.58%）を継続したとしても、中期（令和6～10年度）では年平均4.6億円、長期（令和11～15年度）では年平均10.4億円の不足となり、長期の不足が中期の約2倍にまで拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。

特に令和10年度にかけては、ごみ処理広域化に伴う施設整備や3小学校の長寿命化改良などの大型建設事業が続くことで歳出の増加が見込まれています。

[図表1 中長期財政見通し（令和5年2月）]



(単位：百万円)

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	見通し
歳入計	11,651	11,189	10,652	10,037	11,427	9,435	9,449	9,462	9,152	9,148	↘
歳出計	11,967	11,781	11,019	10,410	12,097	10,434	10,479	10,408	10,194	10,314	↗
歳入歳出差引額	▲315	▲591	▲367	▲373	▲669	▲999	▲1,031	▲946	▲1,042	▲1,167	↘
<b>期間別の不足額</b>	<b>中期 ▲23.2億円 (年平均▲4.6億円)</b>					<b>長期 ▲51.9億円 (年平均▲10.4億円)</b>					
見通しの凡例	↘ 増減あるが減少傾向の見通し					↗ 増減あるが増加傾向の見通し					

出典：令和6年度以降の財源不足への対応について（概要版）（令和5年12月）

#### イ 行財政改革による収支改善効果を加味した財源不足額

箱根町では、固定資産税超過課税の導入に当たり、平成27年度に行財政改革アクションプランを策定し、歳入確保や歳出削減に取り組んでいます。

令和4年度に策定した第2期アクションプランでは、55の推進項目を位置付け、特に財源確保策に力を入れることとしています。行財政改革による収支改善効果を加味してもなお、不足額は、中期で年平均3,500万円となり、長期は年平均5億9,400万円まで拡大する見込みとなっています。

[図表 2 行財政改革による収支改善効果]

(単位：百万円)

項 目	中 期						長 期					
	R6	R7	R8	R9	R10	平均	R11	R12	R13	R14	R15	平均
ア 中長期財政見通しの歳入歳出差引額 ①	▲315	▲591	▲367	▲373	▲669	▲463	▲999	▲1,031	▲946	▲1,042	▲1,167	▲1,037
行財政改革による収支改善効果額 ②	384	434	437	443	443	428	443	443	443	443	443	443
イ 財源不足額 [③=①+②]	69	▲157	70	70	▲226	▲35	▲556	▲588	▲503	▲599	▲724	▲594

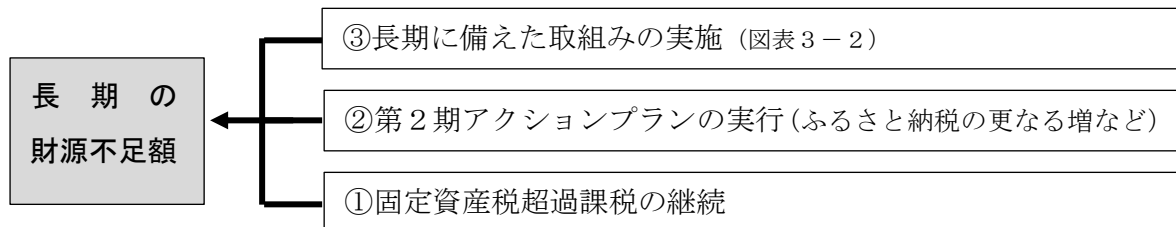
出典：令和6年度以降の財源不足への対応について（令和5年12月）をもとに作成

### ウ 令和6年度以降の財源不足への対応

箱根町では、中期の財源不足（年平均3,500万円）に対して、固定資産税超過課税を現行税率で継続したうえで、ふるさと納税の強化で対応することとしています。

また、長期では、中期の2倍以上に拡大する財源不足（年平均5億9,400万円）に対して、①固定資産税超過課税の継続、②第2期アクションプランの実行、③長期に備えた取組みの実施の3つにより対応することとしています。

[図表 3 - 1 長期の対応のイメージ]



出典：令和6年度以降の財源不足への対応について（令和5年12月）

[図表 3 - 2 第2期アクションプランで長期への備えとして位置づけた推進項目]

項 目	目 標
財源確保策の検討（観光まちづくり財源導入）	11年度までに検討し必要な措置を実施
公共施設のあり方の抜本的な見直し	10年度を目途に具体策を実施

出典：令和6年度以降の財源不足への対応について（令和5年12月）

## (2) 町民会議等の提言

### ア 町民会議の提言

町民会議は、固定資産税超過課税を導入するに当たっての検討の一環として、将来に向けて安定的な行財政運営をするにはどうすべきかについて、町と町民・事業者で幅広く意見交換を行うことを目的に、平成 28 年度に設置されました。

委員の思いをまとめた提言書には、箱根町が実行すべき総合的な戦略の基本的な方向性の一つに、観光と暮らしが相互に好影響をもたらす施策展開とそれを支える負担のあり方を検討することが盛り込まれました。

#### 箱根町の今後の行財政運営に関する提言書（平成 29 年 11 月）より抜粋

- ・箱根町の存立基盤は、国内有数の観光地であることであり、現在だけでなく、将来的にもそうあり続ける必要がある
- ・観光地として繁栄することは、町民の就労機会確保や観光関連の税収による行政サービスの充実につながると同時に、住民をはじめ箱根を基盤として生活する人々の活動により箱根の観光が支えられている

### イ 行財政改革有識者会議の提言

大学教授等からなる行財政改革有識者会議では、箱根町からの依頼を受け、財源確保策の必要性やあり方について、専門的かつ幅広い見地から助言や提言を行っています。

令和元年度以降の財源確保策に関する提言においては、超過課税の妥当性とあわせて、長期に向けて、超過課税以外の財源確保策を検討する必要性が示されました。

#### 平成 31 年度以降の財源確保策について（提言）（平成 30 年 5 月）より抜粋

現状で入湯税が町税収入の 1 割以上を占めており、観光客は既にかかなりの負担をしているが、長期的な財政見通しを踏まえれば、事業者だけではなく観光客に更なる負担を求めることも必要である

## (3) コロナ禍以降の社会変化

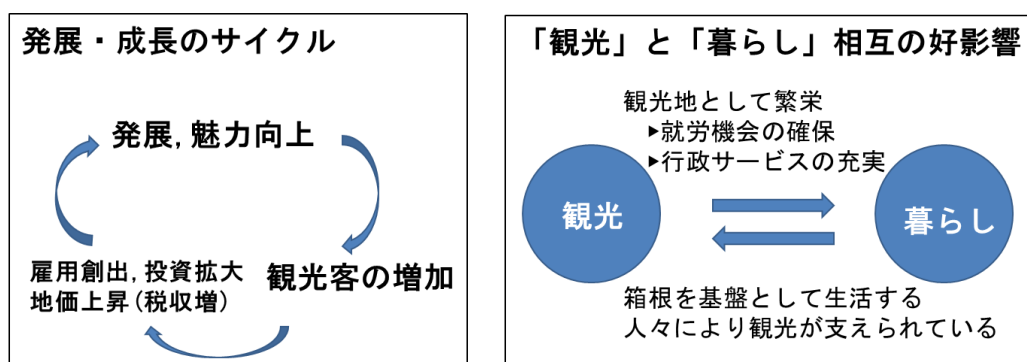
コロナ禍以降、観光業全般における人材不足、世界的なインフレや円安の影響による物価高騰等に加え、地域活動の縮小等に伴う地域コミュニティ機能の低下といった課題が顕在化しました。その一方で非接触型サービスに対するニーズの高まり等の変化も生まれています。

### 3. 箱根町が目指すべき方向性と検討会議の目的

町民会議等の提言を踏まえ、箱根町では、観光地として一層の発展・成長をするために「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりを目指すこととしています。

検討会議の目的は、長期にかけてさらに拡大が見込まれる財源不足に備え、観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方を検討することです。

[図表4 町が目指すべき方向性（イメージ）]



出典：箱根町の今後の行財政運営に関する提言書（平成29年11月）をもとに作成

### 4. 検討会議の前提条件と検討対象

検討会議では、観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方を検討するにあたり、最初に、町の考え方をもとに前提条件となる事項を整理し、3つの検討項目を定めました。

[図表5 町の考え方・前提条件と3つの検討項目]

財源不足額	財源確保策	他税目の検討結果	町民会議の提言	コロナ禍以降の社会変化
固定資産税超過課税の継続だけでなく、財源不足の状況に応じて新たな財源確保策を視野に入れておく必要がある。	町民・事業者だけではなく、観光客に更なる負担を求めることも必要であるため、観光まちづくり財源の具体的な検討を進める必要がある。	本町の特性や実情を踏まえると、観光施策の維持に要する費用も対象とした制度が必要である。	町が発展するために「観光」と「暮らし」が相互に好影響をもたらすような施策の展開とそれを支える財政構造や負担のあり方を考える必要がある。	町民の暮らし、町内経済のさらなる回復を図るとともに、コロナ禍で顕在化した様々な社会変化に対応する必要がある。
↓	↓	↓	↓	↓
長期的な財源不足への備え	観光客に負担を求める方策	維持あつての充実という考え方	観光と暮らしを両輪と捉える	新たな社会変化への対応
↓		検討会議の3つの検討項目		
		① 歳出の対象分野と規模感 ② 観光まちづくり財源のあり方 ③ 具体的な制度内容		

## 5. 検討項目①歳出の対象分野と規模感

### (1) 歳出の対象分野

箱根町は、国内外から多くの観光客を迎える一方で、普通交付税不交付団体のため財政状況は厳しいといった他の観光地とは異なる特徴をもっていることから、まず「観光まちづくりの対象範囲」を把握することとしました。

そこで、町の歳出を5つの分野に分類し、新たな財源の使い道として想定する対象範囲を確認した結果、「①観光振興に係るもの」、「②観光人口等を加味するもの」、「③観光客も一定の受益があるもの」の3区分を観光まちづくりの対象範囲（≒最も広く捉えた場合の使い道の範囲）としました。

ただし、観光まちづくりの対象範囲には、入湯税やふるさと納税の充当先と重複する部分もあるため、制度設計を行う際には、それぞれの財源の使い道に関する整理が必要となります。

[図表6 歳出の5つの分野（分類の考え方）]

区 分	分類の考え方	入湯税・ふるさと納税の使い道
行政サービス	観光振興や観光施設の整備運営など、観光客を対象とした事務事業	入湯税 「観光振興・観光施設の整備」 ふるさと納税 「魅力ある観光地づくり」
①観光振興に係るもの		
②観光人口等を加味するもの	施設整備やサービス提供にあたり常住人口だけでなく観光人口も加味しているような事務事業	入湯税 「環境衛生・消防施設の整備」 ふるさと納税 「魅力ある観光地づくり」
③観光客も一定の受益があるもの	主に町民向けのサービスであるが、観光客も一定の受益を受ける事務事業	ふるさと納税 「快適で安全安心な生活環境の確保整備」
④町民を対象としているもの	福祉・教育など、町民を対象とする事務事業	ふるさと納税 「健康でいきいきと暮らすための福祉の充実」 「子育て支援や学校教育の充実」
⑤行政運営	議会や総務など、直接、行政サービスは行わないが、行政運営上必要な事務事業	

※ふるさと納税は、寄付目的をもとに①～④に区分

[図表 7-1 歳出分類表 (各分野の主な事務事業)]

観光まちづくりの対象範囲

区分	行政サービス			④町民対象	⑤行政運営
	①観光振興	②観光人口等を加味するもの	③観光客も一定の受益があるもの		
A 事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興</li> <li>観光施設の整備 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の整備, 運転管理</li> <li>消防施設の整備 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備</li> <li>防災対策, 交通安全</li> <li>森林整備 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・教育</li> <li>保健衛生</li> <li>庁舎の整備等 ほか</li> </ul>	
B 経常費	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興, 商工振興に要する経常的経費</li> <li>観光施設の運営経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理, し尿処理, 消防救急活動に要する経常的経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路維持, 防災対策に要する経常的経費</li> <li>公共施設の運営経費 ※観光客も利用する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉, 教育, 保健衛生に要する経常的経費</li> <li>公共施設の運営経費 ※町民のみ利用する施設</li> </ul>	
C 人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興, 観光施設の運営に要する人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理, 消防救急業務に要する人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路維持, 都市計画, 上記公共施設の運営に要する人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉, 教育, 保健衛生 上記公共施設の運営に要する人件費</li> </ul>	

直接観光振興に係る事務事業
  観光振興に関連性が深い事務事業
  観光振興にも関連性がある事務事業

[図表 7-2 (参考) 入湯税及びふるさと納税の充当先]

区分	行政サービス			④町民対象	⑤行政運営
	①観光振興	②観光人口等を加味するもの	③観光客も一定の受益があるもの		
A 事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興</li> <li>観光施設の整備 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の整備, 運転管理</li> <li>消防施設の整備 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備</li> <li>防災対策, 交通安全</li> <li>森林整備 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・教育</li> <li>保健衛生</li> <li>庁舎の整備等 ほか</li> </ul>	
B 経常費	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興, 商工振興に要する経常的経費</li> <li>観光施設の運営経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理, し尿処理, 消防救急活動に要する経常的経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路維持, 防災対策に要する経常的経費</li> <li>公共施設の運営経費 ※観光客も利用する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉, 教育, 保健衛生に要する経常的経費</li> <li>公共施設の運営経費 ※町民のみ利用する施設</li> </ul>	
C 人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興, 観光施設の運営に要する人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理, 消防救急業務に要する人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路維持, 都市計画, 上記公共施設の運営に要する人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉, 教育, 保健衛生 上記公共施設の運営に要する人件費</li> </ul>	

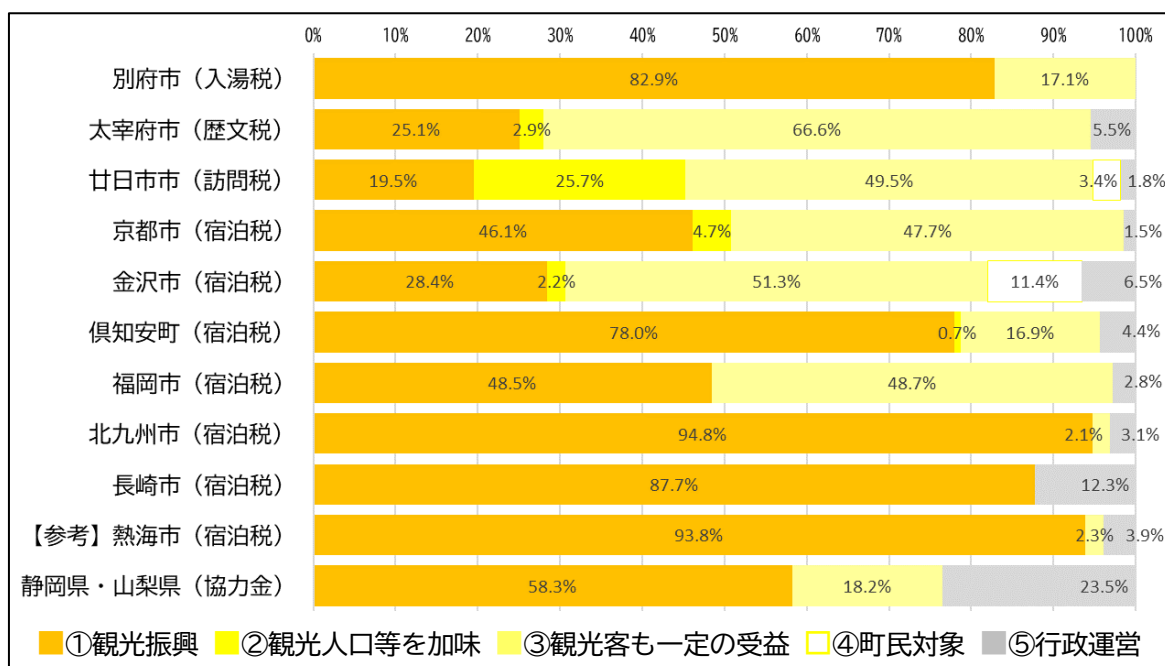
入湯税の充当可能範囲 & ふるさと納税の充当範囲
  入湯税の充当可能範囲
  ふるさと納税の充当範囲

## (2) 他団体における観光財源の主な使い道の調査

観光財源の主な使い道に着目した調査として、入湯税の超過課税、法定外税及び協力金のうち他団体で使い道が公表されている財源について、箱根町の歳出分類表の区分に当てはめ、他団体の構成割合を整理しました。

その結果、他団体では、観光財源を「①観光振興に係るもの」以外に、「②観光人口等を加味するもの」、「③観光客も一定の受益があるもの」に該当する事業にも、幅広く充当していることが分かりました。

[図表 8 他団体における観光財源の主な使い道構成割合]



出典：各団体のホームページをもとに作成

(観光まちづくりの対象範囲における特徴)

- ・ ①観光振興

北九州市(宿泊税)の94.8%が最も高く、全11事例の平均充当割合は約6割

- ・ ②観光人口等を加味

5事例で、廿日市市(宮島訪問税)の25.7%が最も高く、環境美化の推進、医療体制の確保、水道送水管の敷設といった事業経費等に充当

- ・ ③観光客も一定の受益

10事例で、太宰府市(歴史と文化の環境税)の66.6%が最も高く、歴史的文化遺産の保存活用事業など規模の大きな事業に充当している団体が多い

### (3) 歳出の規模感

(2) の他団体における使い道に関する調査と同様の手法による分類を行った結果、箱根町の令和6年度当初予算における観光まちづくりの対象範囲の歳出の規模感（維持分）は、観光施策の維持分が年24.9億円程度となりました。

また、HOT21観光プラン実施計画（後期）の取組みに係る経費（充実分）を試算した結果、1年あたりの概算額は、年3.1億円程度となりました。

前者の維持分の歳出分野では②観光人口等を加味や③観光客も一定の受益の割合が大きく、内訳では経常費や人件費がそれらの大半を占めていました。

[図表9-1 歳出の規模感]

<b>①維持分（純粋一般財源の合計） 24.9億円程度</b>			<b>②充実分</b>
<b>①観光振興 2.0億円程度</b>	<b>②観光人口等を加味 15.8億円程度</b>	<b>③観光客も一定の受益 7.1億円程度</b>	<b>HOT21 概算額 3.1億円程度</b>

[図表9-2 ①維持分の内訳] ※令和6年度当初予算に基づき算出（単位：百万円）

区分	行政サービス				⑤行政運営
	①観光振興	②観光人口等を加味	③観光客も一定の受益	④町民対象	
予算額	769	2,727	2,073	3,323	1,954
特定財源	131	547	1,210	574	224
一般財源	(a) 639	2,181	862	2,750	1,730
一般財源の内訳	入湯税	209	474	0	0
	ふるさと納税	(b) 223	123	152	309
	消費税交付金等	5	0	3	162
	純粋一般財源(a-b)	203	1,584	707	2,279
	事業費	0	85	156	512
	経常費	11	578	422	866
人件費	191	921	130	901	

[図表9-3 ②充実分の内訳] ※HOT21観光プラン実施計画（後期）に位置付けた取組みに基づき試算

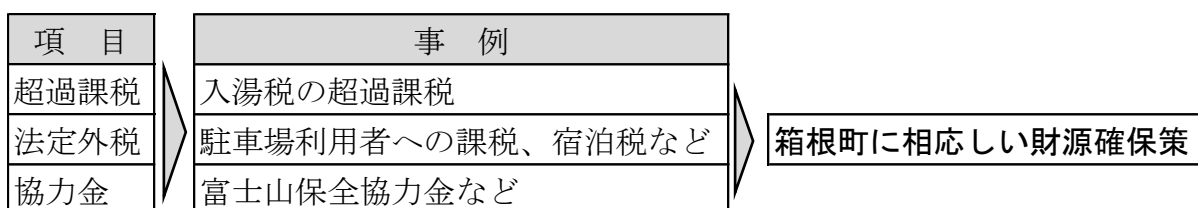
大項目	主な取組	概算事業費（年間）
観光消費が促進される高品質な観光地づくり	・国際水準の観光受入体制構築 ・周遊に関する課題・障壁の解消	2.1億円
観光産業の持続的発展に向けた確かな基盤づくり	・観光地の価値の適切な保全と、魅力向上の両立（修景伐採、道路環境整備）	0.4億円
環境先進観光地としてのブランディング強化	・サステイナブルツーリズムの推進	0.2億円
来訪者と地域の人々の交流が価値を高める観光地づくり	・観光産業に携わる組織・事業者間の合意形成	0.4億円
※町事業のほか、箱根DMOの自主事業を含む ※概算事業費は事業費の総額であり、現時点では特定財源等は見込んでいない		<b>合計3.1億円</b>

## 6. 検討項目②観光まちづくり財源のあり方

### (1) 検討の方向性

地方公共団体の自主財源には、地方税や寄付金（協力金）以外に分担金、負担金、使用料及び手数料などがあります。観光まちづくり財源の検討にあたっては、先行事例を踏まえて地方税（超過課税や法定外税）及び協力金の中から、財源確保策を絞り込んでいくこととしました。

[図表 10 絞り込みのイメージ]



※超過課税：標準税率を上回る税率を、地方公共団体の条例によって設定すること

法定外税：法定税以外の税を、地方公共団体の条例によって新設すること

[図表 11 (参考) 地方公共団体の自主財源]

種類	内容	主な例
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課徴収するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>入湯税の超過課税</li> <li>宿泊税、環境協力税等</li> </ul>
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益をうけるものから、その受益の限度において徴収するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良事業分担金</li> </ul>
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道受益者負担金 (都市計画法第75条)</li> </ul>
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営温泉施設使用料</li> <li>有料公衆トイレ</li> </ul>
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を賄うため又は報償として徴収するもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の発行手数料</li> </ul>
寄付金 (協力金)	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山保全協力金</li> <li>企業版ふるさと納税</li> </ul>

※この他に財産収入、繰入金、繰越金、諸収入があります。

## (2) 試算額や課題等の調査

他団体の観光財源の確保策（法定税・法定外税・協力金等）について、箱根町で実施した場合の試算額や、実施にあたっての課題を調査しました。

それぞれの財源確保策を比較検討した結果、「法定外税（別荘等所有税、宮島訪問税）」及び「協力金等」は、実施の面や財源規模の面で箱根町での導入は困難であるという結論に至りました。

[図表 12 他団体の実施事例の調査結果①]

名 称 (区分)	実施の可否 (試算額)	実施等が困難な理由	備 考
別荘等所有税 (法定外税)	実施困難 (4.2億円程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税と別荘等所有税で別荘の概念が異なる中、熱海市と同様の考え方で別荘等所有者に課税することは困難であるため</li> <li>観光客に負担を求める方策にはならない</li> </ul>	静岡県 熱海市
宮島訪問税 ※入域行為への課税 (法定外税)	実施困難 (試算不可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入町手段（自動車、電車・バス・タクシー、徒歩）が多岐にわたり、各手段に対応した徴収方法の設定が困難であるため</li> <li>観光客と町民、通過者等を区別して徴収することが困難であるため</li> </ul>	広島県 廿日市市
富士山吉田口県有 登下山道使用料 (協力金等)	実施困難 (試算不可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内登山道には様々な地権者や管理者がいることや、道路無料公開の原則から、県道の一部を道路法の対象から除外し、県有施設の施設使用料として徴収することは困難であるため</li> </ul>	山梨県
有料公衆トイレ (協力金等)	一定規模の 財源確保が困難 (800万円程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の公衆トイレとの差別化を図るため、設備の充実等が必要</li> <li>新たに生じる料金徴収費等の考慮が必要</li> </ul>	東京都 千代田区
入域（入島）料 (協力金等)	一定規模の 財源確保が困難 (試算不可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入町手段（自動車、電車・バス・タクシー、徒歩）が多岐にわたるため、徴収方法の設定等について各関係機関との合意形成が必要</li> </ul>	沖縄県 竹富町

※各団体の記載内容は、決算カード(総務省)、各団体の決算書、例規集、議会会議録・議会資料、ホームページ及び団体への聞き取り調査をもとに作成

※有料公衆トイレは金時公園トイレの利用実績（令和5年度）、別荘等所有税は家屋評価データ（令和6年度）をもとに試算

また、残った3つの財源確保策の「入湯税の超過課税」、「宿泊税」及び「駐車場利用者への課税（歴史と文化の環境税、乗鞍環境保全税）」については、実施は可能であるものの、課題もあることがわかりました。

[図表 13 他団体の実施事例の調査結果②]

名称 (区分)		試算額	課題	備考
入湯税の超過課税 (法定税)		1.9億円程度 ～ 5.7億円程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引上げ分を含め、使途の範囲内で充当先の整理が必要</li> <li>・特別徴収義務者の理解が必要</li> </ul>	大阪府箕面市 ほか8団体
宿泊税 (法定外税)		5.9億円程度 ～ 13.3億円程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入湯税やふるさと納税と重複しない充当先の整理が必要</li> <li>・都道府県と市町村との二重課税の可能性</li> <li>・特別徴収義務者の理解が必要</li> </ul>	[定額制] 京都府京都市 ほか4団体 [定率制] 北海道倶知安町 ※都府県除く
駐車場利用者への課税	歴史と文化の環境税 ※駐車行為への課税 (法定外税)	7,300万円程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内には有料・無料の駐車場が混在しており対象の整理が必要</li> <li>・特別徴収義務者の理解が必要</li> </ul>	福岡県太宰府市
	乗鞍環境保全税 ※駐車場進入行為への課税 (法定外税)	1.3億円程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象箇所や使途の整理が必要</li> <li>・大涌谷園地を設定した場合、複数の来訪手段を課税対象とする制度設計が必要</li> <li>・特別徴収義務者の理解が必要</li> </ul>	岐阜県

※各団体の記載内容は、決算カード(総務省)、各団体の決算書、例規集、議会会議録・議会資料、ホームページ及び団体への聞き取り調査をもとに作成

※入湯税は入湯客数(令和5年度)、歴史と文化の環境税は町内有料駐車場の駐車見込台数(令和5年度)、宿泊税は宿泊者数(令和5年度)、乗鞍環境保全税は大涌谷園地駐車場の駐車台数(令和5年度)をもとに試算

### (3) 事業者との意見交換

「入湯税の超過課税」、「宿泊税」及び「駐車場利用者への課税」は、いずれも特別徴収方式<sup>\*</sup>をとっており、実施には特別徴収義務者の理解が必要となります。このため、特別徴収義務者となることが見込まれる事業者と意見交換を行い、具体的な課題等を整理しました。

※特別徴収：地方税法や条例の規定に基づき、指定された特別徴収義務者（鉱泉浴場、宿泊施設や駐車場の経営者）が、利用者から税を徴収し、これを自治体に納入する方法

[図表 14 意見交換を行った事業者・実施日等]

事業者	箱根温泉旅館ホテル協同組合	神奈川県公園協会
財源確保策の内容	入湯税の超過課税・宿泊税	駐車場利用者への課税
実施日	令和7年2月3日	令和7年2月26日
出席者	4名（理事長、副理事長）	2名（参事）

※町職員に加え、検討会議委員1名が同席

意見交換の結果、「入湯税の超過課税」と「宿泊税」のうち「宿泊税」は、入湯税との二重徴収に関する課題や使い道に関する意見が多く出るとともに、今後の検討の進め方に関する意見も出ました。一方で、「駐車場利用者への課税」は、検討に時間を要する課題等が挙がりました。

[図表 15 意見等の整理結果]

確認内容	宿泊税	駐車場利用者への課税(町内全域)
実施にあたっての課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに増える特別徴収義務者の捕捉や要する期間、申告納入等の対応</li> <li>入湯税と宿泊税をそれぞれ徴収する際の説明の必要性</li> <li>宿泊客の減少に対する懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数駐車場利用の課税手法の検討</li> <li>無料・有料を含む対象駐車場の整理</li> </ul>
財源の使い道	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光関係施策</li> <li>自然災害等の不測時の基金積立</li> <li>住みやすく働きやすい町の施策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全域の駐車場を課税する目的と使い道の根拠づけが困難</li> </ul>
今後の検討の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱根らしい規模感の宿泊税の導入やブランド価値の向上</li> <li>使い道の議論に時間をかけるべき</li> </ul>	
特別徴収義務者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊事業者への還元・メリット</li> <li>固定資産税超過課税の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備改修や徴収に要する費用負担</li> </ul>
その他意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の入湯税の使い道への不信感</li> <li>宿泊税・入湯税を含めた名称の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【大涌谷園地駐車場単体の課題等】</li> <li>多岐にわたる交通手段との不公平感</li> <li>路上駐車増加や交通渋滞の悪化</li> <li>設置経緯や収益還元等の特殊性</li> </ul>

#### (4) 財源確保策の評価

「入湯税の超過課税」、「宿泊税」、「駐車場利用者への課税」の3つの財源確保策について、地方税の一般的な考え方や前提条件等を踏まえ、財源の規模、観光客の捕捉性、使い道の柔軟性等、10項目について相対評価を行いました。

[図表 16 評価項目]

①財源の規模	⑥収入安定性
②観光客の捕捉性	⑦受益の程度
③対象となる観光客の範囲	⑧納税者の負担感
④使い道の柔軟性	⑨徴収費用や徴収事務
⑤実施に要する期間	⑩事業者への負担軽減措置

[図表 17 評価結果 (詳細)] ※評価凡例 ○：ある程度適性がある △：適性が低い ×：適性がない

##### ・入湯税の超過課税

評価項目	評価	評価内容
①財源の規模	△	1.9億円～5.7億円程度 ※充当可能額の整理が必要
②観光客の捕捉性	○	納税義務者は概ね観光客で、町民や通勤者等は含まれない
③対象となる観光客の範囲	△	既存の課税対象と同じであり、新たな課税対象はいない
④使い道の柔軟性	△	観光まちづくりの対象範囲の全てに活用することは不可能
⑤実施に要する期間	○	町税条例の改正等により実施可能
⑥収入安定性	○	社会経済情勢や自然災害等の影響はあるが、一定の安定性が見込まれる
⑦受益の程度	○	箱根町の観光関連の行政サービスを一定程度享受している
⑧納税者の負担感	△	宿泊料金（宿泊）に対する負担感は小さいが、入湯料金（日帰り）に対する負担感は大い
⑨徴収費用や徴収事務	○	既存税率の引上げに伴うシステム改修が必要
⑩事業者への負担軽減措置	×	交付金なし ※箱根町の入湯税の特別徴収交付金は廃止済

・ 宿泊税

評価項目	評価	評価内容
①財源の規模	○	5.9億円～13.3億円程度
②観光客の捕捉性	○	納税義務者は概ね観光客で、町民や通勤者等は含まれない
③対象となる観光客の範囲	○	入湯税課税対象外の宿泊施設利用者も新たに課税対象となる
④使い道の柔軟性	○	観光まちづくりの対象範囲の全てに活用可能
⑤実施に要する期間	○	新規条例の制定等により実施可能
⑥収入安定性	○	社会経済情勢や自然災害等の影響はあるものの、一定の安定性が見込まれる
⑦受益の程度	○	箱根町の観光関連の行政サービスを一定程度享受している
⑧納税者の負担感	○	宿泊料金に対する負担感は小さい ※施設によっては入湯税との二重徴収による心理的負担感あり
⑨徴収費用や徴収事務	△	新税に係るシステムの新規導入や改修が必要 ※施設によっては入湯税と二重の徴収事務が発生
⑩事業者への負担軽減措置	○	課税システムの新規導入や改修費用に対する特別徴収交付金あり ※実施団体では特別徴収交付金（2.5%程度）を交付

・ 駐車場利用者への課税

評価項目	評価	評価内容
①財源の規模	△	0.7億円～1.3億円程度
②観光客の捕捉性	△	観光客のほか、町民や通勤者等が含まれる可能性がある
③対象となる観光客の範囲	○	鉱泉浴場を利用しない駐車場利用者も新たに課税対象となる
④使い道の柔軟性	○	観光まちづくりの対象範囲の全てに活用可能
⑤実施に要する期間	×	実施可否の検討等に期間を要するため、R11の実施は困難
⑥収入安定性	△	駐車場利用者の多くを占める大涌谷園地駐車場は、火山活動の影響による閉鎖の恐れあり
⑦受益の程度	△	駐車行為のみをもって、箱根町の観光関連の行政サービスを享受していると整理することは困難
⑧納税者の負担感	△	短時間の駐車利用であるほど負担感は大きい
⑨徴収費用や徴収事務	△	新税に係る自動改札機の改修が必要 ※複数の駐車場利用者に対する説明事務が発生
⑩事業者への負担軽減措置	○	自動改札機改修費用の補助あり（特別徴収交付金に相当）

上記のとおり、相対評価を行った結果、次の点において、「宿泊税」は他の財源確保策よりも適性があるという結果になりました。

- ・入湯税課税対象外の宿泊施設の利用者など、幅広い観光客からも負担を求めることができる点
  - ・観光まちづくりの対象範囲全般への活用が可能である点
  - ・箱根町の長期的な財源不足に対応できる財源規模の点
- ただし、日帰りを含む全ての観光客に負担していただく方策については、長期的な課題として検討する必要があるという意見もありました。

[図表 18 評価結果一覧] ※評価凡例 ○：ある程度適性がある △：適性が低い ×：適性がない

評価項目 (評価の視点)	税の名称 (税の区分)	(1)入湯税の超過課税 (法定税)	(2)宿泊税 (法定外税)	(3)駐車場利用者 への課税 (法定外税)
① 財源の規模 (先行導入団体の実施事例に基づく試算結果)		△	○	△
*財源不足や観光関連施策を賄えるか				
② 観光客の捕捉性		○	○	△
*観光客だけを対象として捕捉できるか				
③ 対象となる観光客の範囲		△	○	○
*幅広い観光客を対象にできるか				
④ 使い道の柔軟性		△	○	○
*観光まちづくりの対象範囲に活用できるか				
⑤ 実施に要する期間		○	○	×
*R11までに実施できるか				
⑥ 収入安定性		○	○	△
*安定的かつ継続的な財源となるか				
⑦ 受益の程度		○	○	△
*受益と負担の関係を整理できるか				
⑧ 納税者の負担感		△	○	△
*利用料金に対して税負担は過重か				
⑨ 徴収費用や徴収事務 (周知等は共通のため省略)		○	△	△
*事業者の費用負担等は過大か				
⑩ 事業者への負担軽減措置		×	○	○
*費用負担等へ軽減措置はあるか				

## 7. 中間報告

以上の検証結果を踏まえ、検討会議としては、現時点では「宿泊税」を中心に箱根町における観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方を検討していくことが現実的であるという結論に至ったことを報告しました。

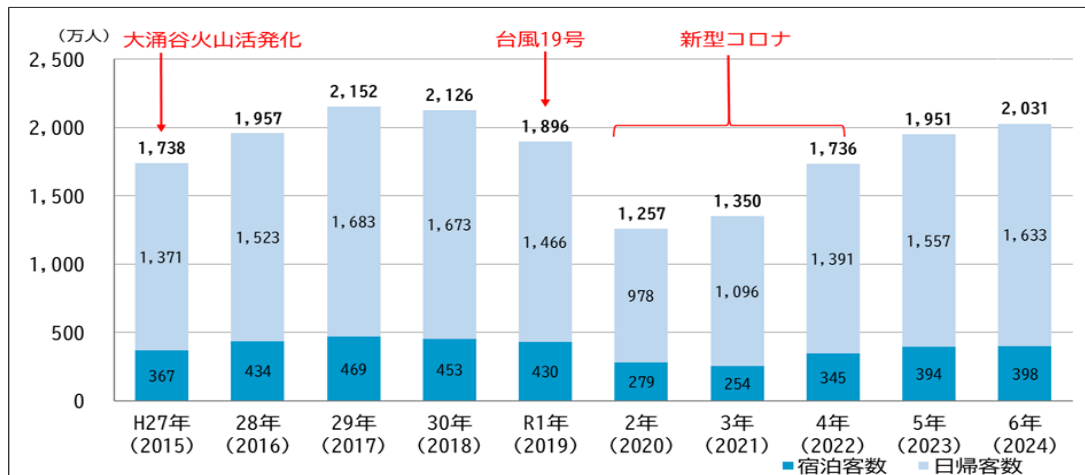
## 8. 観光の現状

中間報告後は、観光まちづくり財源確保策として宿泊税の導入を目指すという町の方針を受け、宿泊税の検討を進めることとし、まずは、制度設計や使い道の検討の前提として、町における観光の動向や産業構成の特徴等を確認しました。

### (1) 入込観光客数・宿泊客数

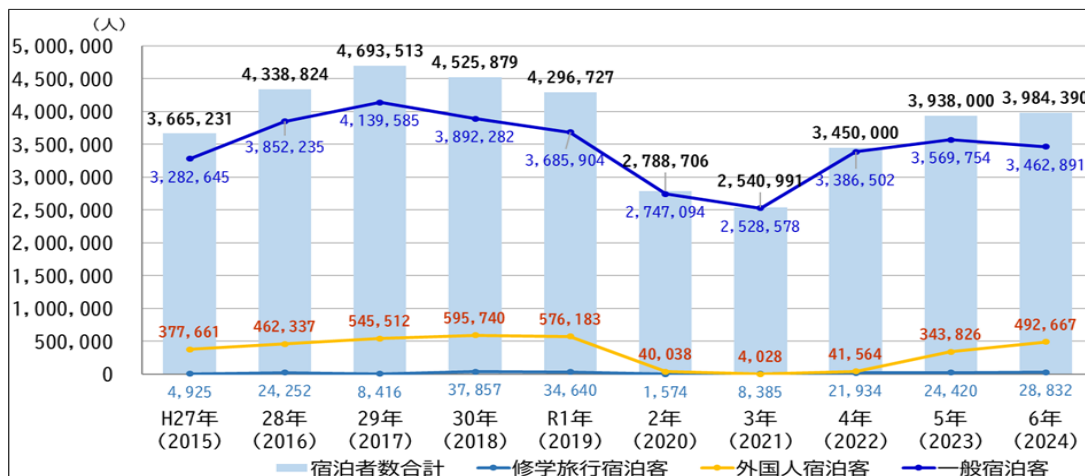
箱根町の年間入込観光客数は、平成3年の2,247万人をピークに、近年は、景気動向や自然災害など外的要因等にも左右されながら、年間約2,000万人前後で推移しています。このうち宿泊客数は概ね400万人前後で推移しており、宿泊客の8割以上が日本人観光客となっています。

[図表 19 入込観光客数の推移]



出典：箱根町観光客実態調査報告書（令和7年6月）

[図表 20 宿泊客数の推移]



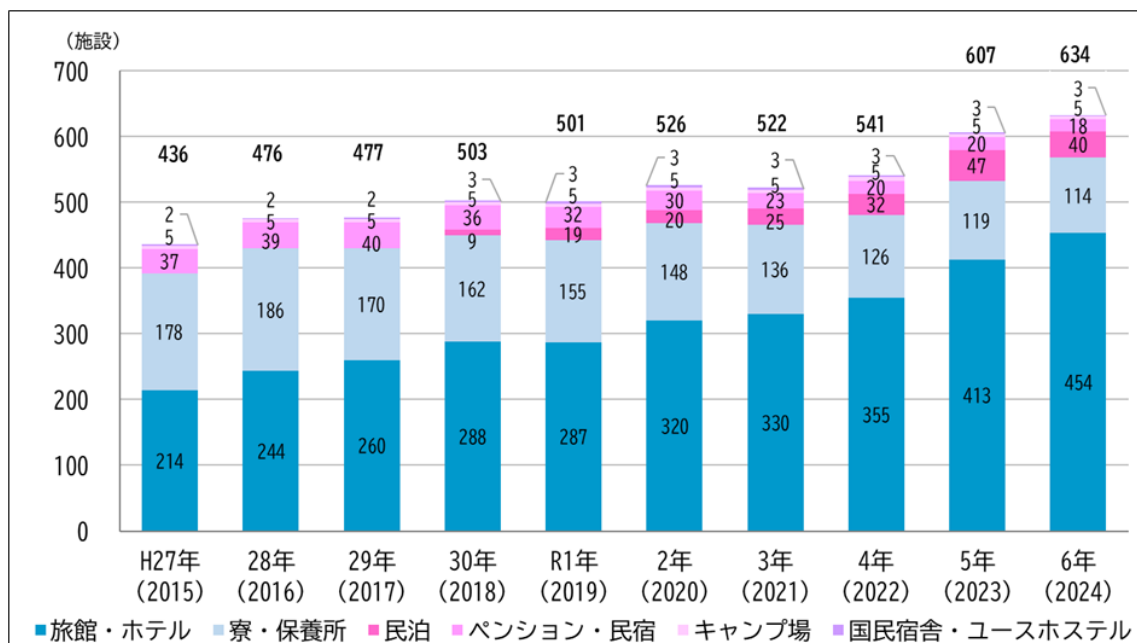
出典：箱根町観光客実態調査報告書（令和7年6月）

## (2) 宿泊施設数と観光消費額

### ア 宿泊施設数

町内の宿泊施設数は、10年前と比べると約200施設増加し、令和6年は、634施設となりました。施設種別は、旅館・ホテルと民泊が増加する一方で、寮・保養所が減少しており、近年は、旅館・ホテルが全体種別の約7割を占めています。

[図表 21 宿泊施設数の推移]



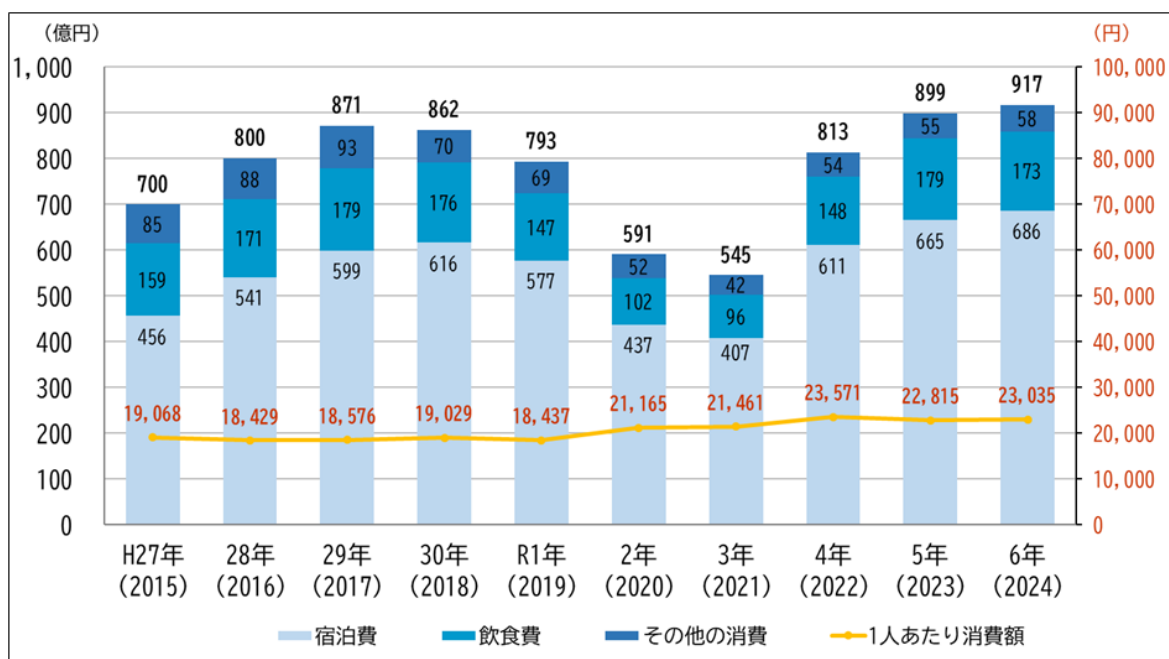
出典：箱根町観光課調べ

## イ 観光消費額

令和6年の宿泊施設内における消費額は約917億円で、宿泊客数1人あたりに換算すると23,035円となりました。

また、箱根DMO観光診断書アンケート結果の宿泊客及び日帰り観光客の平均消費単価をもとに推計すると、令和6年の観光消費額は、宿泊客1,830億円、日帰り観光客1,495億円となり、3,300億円以上の観光消費が域内で発生していると考えられます。

[図表 22 宿泊施設内における消費額の推移]



出典：箱根町観光客実態調査報告書（令和7年6月）

[図表 23 観光消費額]

令和6年観光消費額＝  
3,325億円

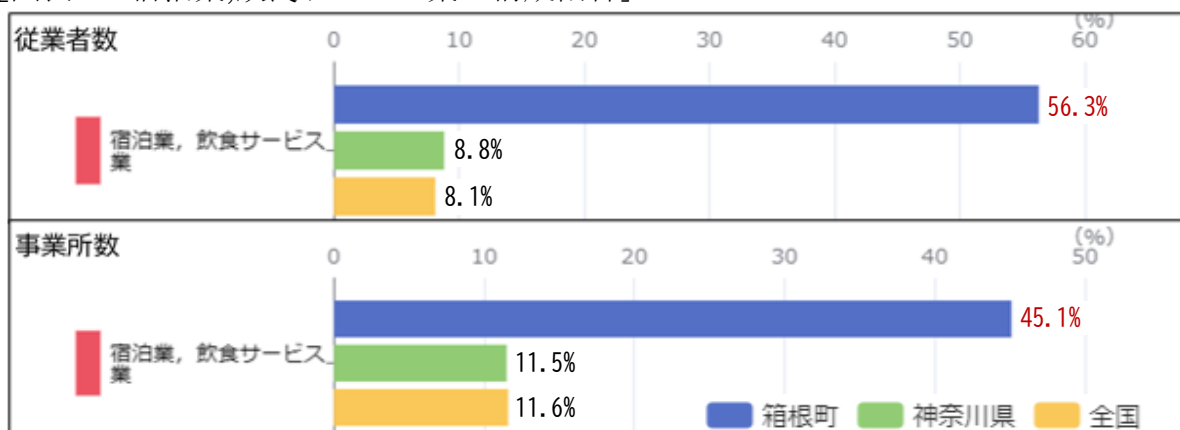
宿泊客消費額 1,830億円	日帰り観光客消費額 1,495億円
-------------------	----------------------

※箱根DMO観光診断書アンケート結果をもとに試算

### (3) 産業構成割合

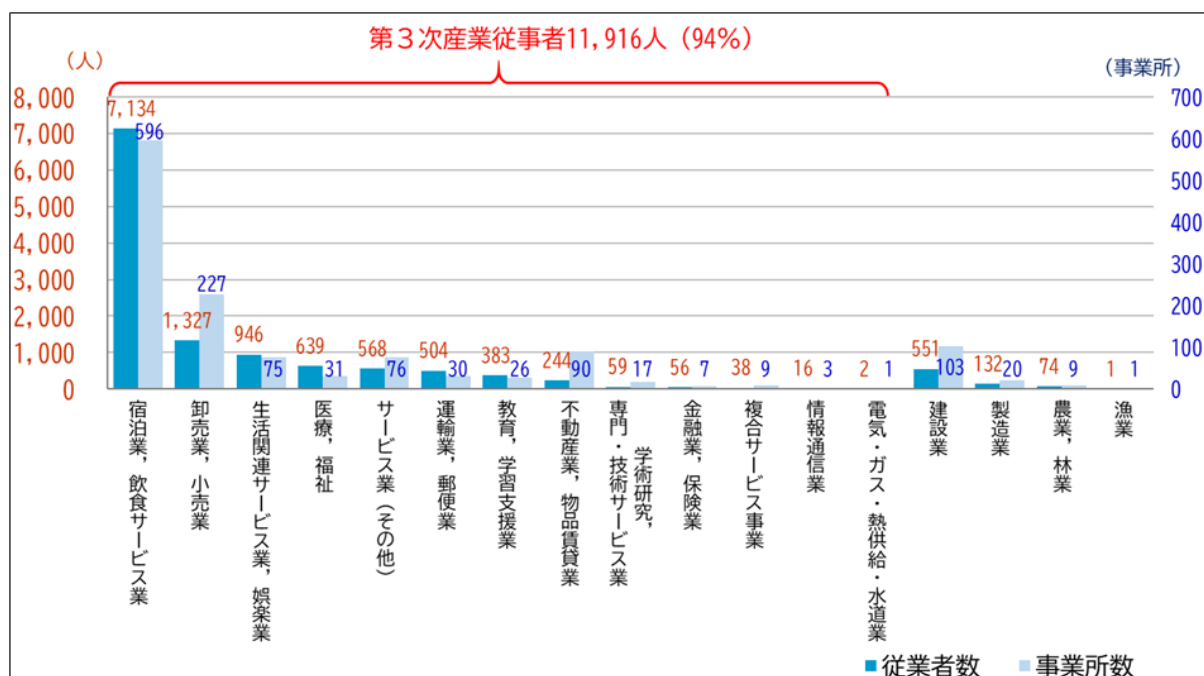
町内の産業構成は、特に「宿泊業，飲食サービス業」の割合が全国や県内と比べると突出して高く、従業者数は7,134人(56.3%)、事業所数は596施設(45.1%)と、全産業の約半数を占めています。また、町内従業者の約94%が第3次産業に従事しているなど、観光関連産業に特化した就業形態が特徴となっています。

[図表 24 宿泊業,飲食サービス業の構成割合]



出典：RESAS 産業構造分析

[図表 25 産業構成割合（従業者数・事業所数）]



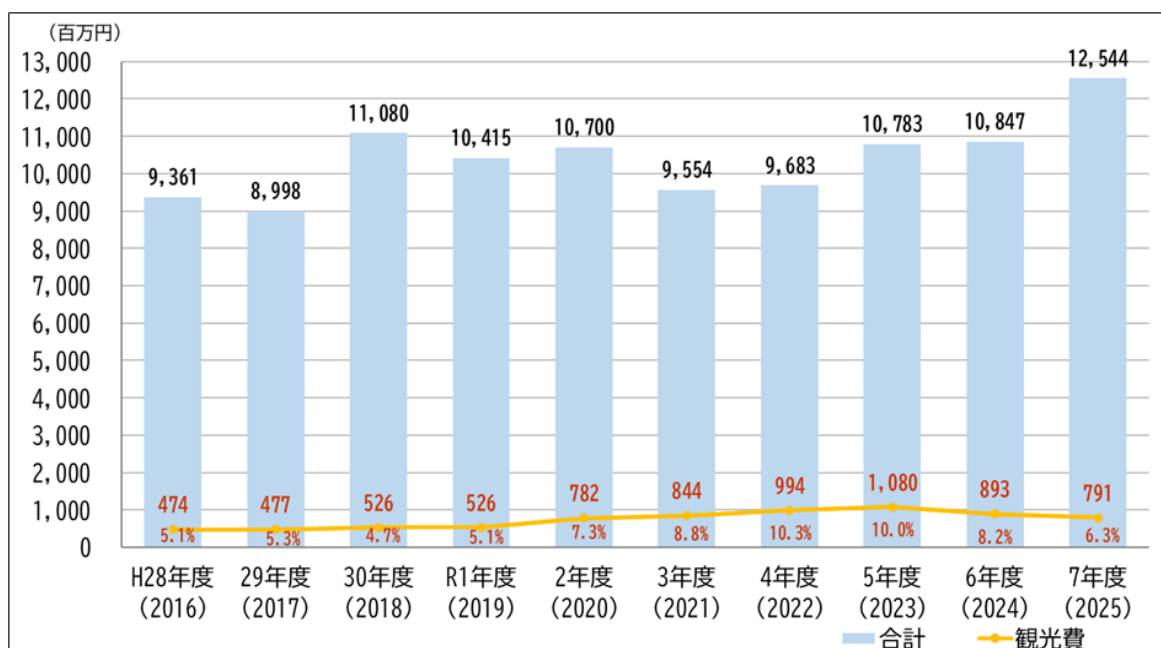
出典：令和3年経済センサス-活動調査

#### (4) 一般会計予算と観光費

箱根町の一般会計の当初予算は概ね 100 億円前後の規模で推移してきましたが、令和 7 年度は、ごみ処理広域化に向けた施設（可燃ごみの中継施設）整備をはじめ、人件費や物価高騰の影響もあり、過去 4 番目に大きな予算額となりました。

観光費については、近年 8～10 億円前後で推移しており、特に、令和 2 年度以降、予算総額に占める割合は 6 % を上回っています。

[図表 26 一般会計予算と観光費の推移]



出典：箱根町予算書

## 9. 財政の見通し

具体的な制度内容の検討に先立ち、今後見込まれる所要額の規模感を把握するため、HOT21 観光プラン実施計画に基づき、観光施策の充実に要する経費の見通しを試算するとともに、5年毎に作成している財政見通しの時点修正を行いました。

### (1) 観光施策の充実に要する経費の見通し

箱根町では、観光分野における取組指針である「第2次箱根町 HOT21 観光プラン基本計画（以下「第2次プラン」）」を策定し、「HOT21 観光プラン実施計画（後期）（令和6～9年度）」に具体的な施策を位置付けています。

各施策の概算事業費は年平均 4.0 億円\*を見込んでいますが、令和7年度予算は 0.8 億円程度に留まっているため、HOT21 観光プランの推進には、観光施策の充実に要する経費として、さらに 3.2 億円程度を要する見通しとなっています。

\*第2次プランに基づく試算額であり、今後予定される次期プランの策定や観光を取り巻く社会経済情勢等の変化により施策内容や経費は変動するもの。

[図表 27 HOT21 観光プラン実施計画（後期）の取組経費]

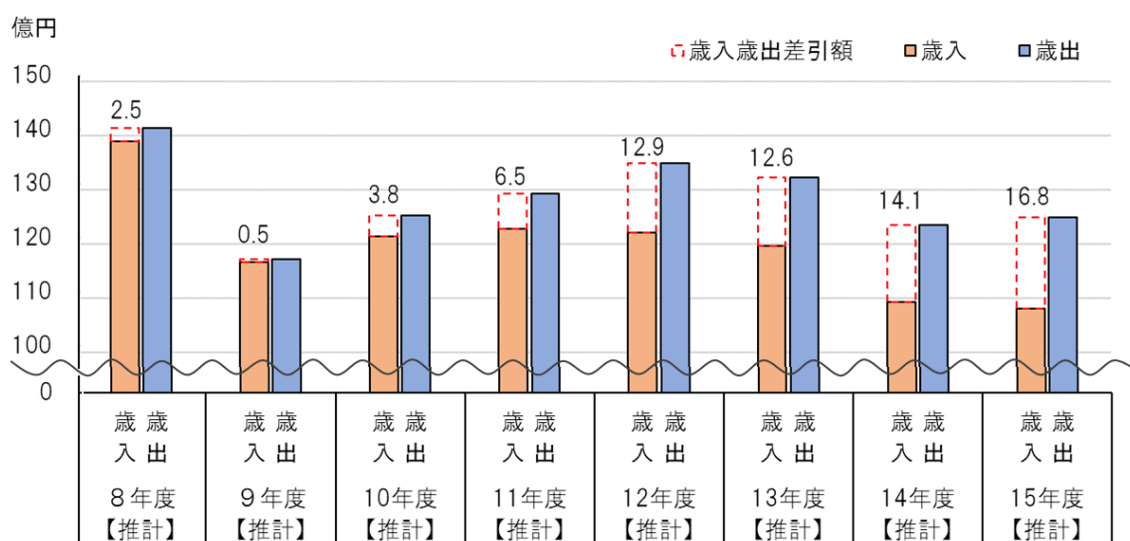
HOT21 観光プラン実施計画の取組項目	年間事業額
1 観光消費が促進される高品質な観光地づくり ・調査機能の充実、分析結果の共有機能の構築 ・「温泉、宿泊」ニーズを核としたコンテンツの充実 ・域内滞在時間延長と周遊エリアの拡大 ・国内外市場共通プロモーション ・首都圏再奪取・WITH TOKYO プロモーション(国内客・訪日客) ・国際水準の観光受入体制構築 ・周遊に関する課題・障壁の解消	0.2 億円 0.3 億円 0.1 億円 0.1 億円 0.2 億円 1.1 億円 0.3 億円
2 観光産業の持続的発展に向けた確かな基盤づくり ・観光地の価値の適切な保全と、魅力向上の両立 ・自然災害・その他の危機に対する観光客の安全確保体制の構築と観光産業の早期復興体制の構築 ・戦略的かつ迅速に施策実行に移すことができる体制の構築	0.6 億円 0.1 億円 -
3 環境先進観光地としてのブランディング強化 ・自然環境の保全・改善と、持続的な利活用の推進 ・サステナブルツーリズムの推進	0.1 億円 0.4 億円
4 来訪者と地域の人々の交流が価値を高める観光地づくり ・観光産業に携わる組織・事業者間の合意形成 ・観光産業への町民の理解促進と参画機会の拡充 ・働きやすい環境づくりを通じた、観光産業従事者の雇用継続・拡大	0.2 億円 0.1 億円 0.2 億円
合計 4.0 億円	
*内訳： <u>観光施策の充実分 3.2 億円</u> 、予算計上済額 0.8 億円	

## (2) 中長期財政見通しの時点修正

固定資産税超過課税（1.58%）の継続を前提に、直近のふるさと納税寄付金実績や物価高騰等を加味し、中長期財政見通し（令和8～15年度）を時点修正した結果、令和10～14年度では、10.0億円もの財源不足が生じる見通しとなっています。

特に令和12年度以降は、ごみ処理広域化に加え、新たな下水道処理区の供用開始や、消防署の建替、小学校の長寿命化改良などの大型建設事業が続くことで、財源不足が12～17億円程度まで拡大する見込みです。

[図表 28 中長期財政見通し（令和7年6月時点修正）]



(単位：億円)

年 区分	8年度 (推計)	9年度 (推計)	10年度 (推計)	11年度 (推計)	12年度 (推計)	13年度 (推計)	14年度 (推計)	15年度 (推計)
歳入総額	138.9	116.6	121.4	122.8	122.0	119.6	109.3	108.0
歳出総額	141.4	117.1	125.2	129.3	134.9	132.2	123.4	124.8
歳入歳出差引額	▲2.5	▲0.5	▲3.8	▲6.5	▲12.9	▲12.6	▲14.1	▲16.8
R10～14の不足額	▲49.9億円（年平均 ▲10.0億円）							

## (3) 今後見込まれる所要額の規模感

令和10年度以降に見込まれる所要額の規模感は、(1)と(2)を合計し、年平均13.2億円となりました。

[図表 29 所要額の規模感]

$$\begin{array}{l}
 \text{R10以降所要額} \\
 \text{年平均13.2億円}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 \text{(1) 観光施策の充実分} \\
 \text{3.2億円} \\
 \hline
 \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|}
 \hline
 \text{(2) 財源不足額} \\
 \text{10.0億円} \\
 \hline
 \end{array}$$

## 10. 検討項目③具体的な制度内容

### (1) 先行団体の状況

宿泊税の具体的な制度内容の検討にあたり、令和7年6月末時点における先行団体（24団体）の課税要件等の状況を確認しました。

さらに、県内の湯河原町をはじめ、令和8年4月時点で合計39団体が宿泊税を実施するなど、宿泊税を導入する自治体が急増しています。

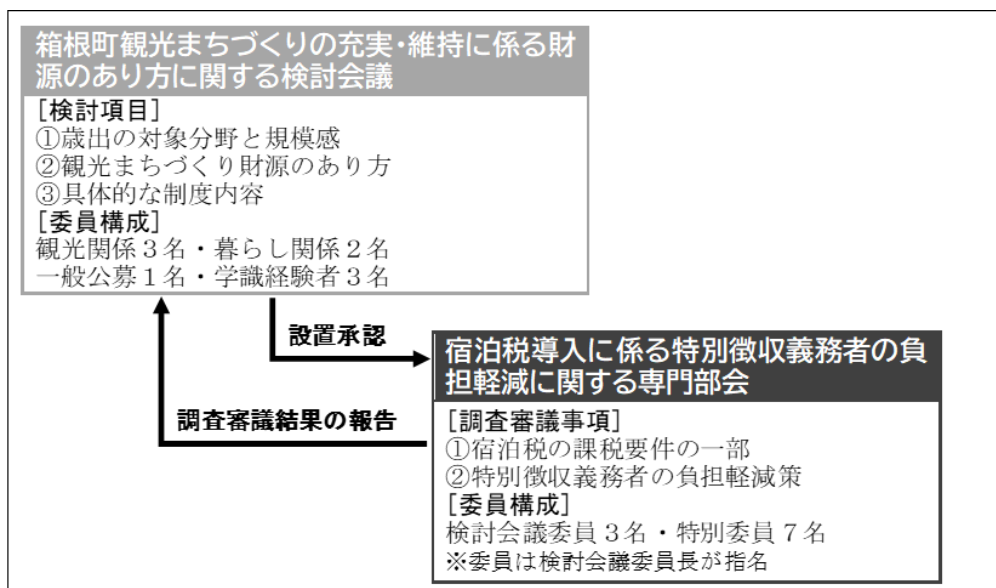
[図表30 先行団体の導入・検討状況]

区分	団体数	団体名（施行日又は施行予定日）
導入済み	12 〔3都府県 9市町〕	東京都（H14.10）、大阪府（H29.1）、京都市（H30.10）、金沢市（H31.4）、福岡県・福岡市・北九州市（R2.4）、倶知安町（R1.11）、長崎市（R5.4）、ニセコ町（R6.11）、常滑市（R7.1）、熱海市（R7.4）
施行予定 （総務大臣同意済）	12 〔2県 10市村〕	赤井川村（R7.11）、高山市・下呂市（R7.10）、松江市（R7.12）、宮城県・仙台市（R8.1）、広島県（R8.4）、札幌市・小樽市・釧路市・北見市・網走市（R8.4）

### (2) 専門部会による調査審議

箱根温泉旅館ホテル協同組合から町に対して、宿泊税の制度設計に関する要望書が提出されたことを受け、検討会議の中に新たに専門部会を設置し、宿泊税の課税要件の一部（課税客体、税率設定の考え方、非課税事項）や特別徴収義務者の負担軽減策について調査審議を行い、その結果を検討会議に報告することとしました。

[図表31 検討体制]



### (3) 課税要件等と制度内容（案）

専門部会の調査審議結果に加え、宿泊事業者等へのアンケートや説明会の結果等を踏まえ、次のとおり制度内容（案）をまとめました。

[図表 32 制度内容（案）]

項目		課税要件等の概要	制度内容（案）
税目名		法定外税の名称	宿泊税(法定外普通税)
課税客体		課税の対象となる物や行為	町内に所在する宿泊施設*への宿泊行為 ※旅館・ホテル、簡易宿所、民泊
課税標準		税率をあてはめる前の金額、価格、数量など	上記施設における宿泊数
納税義務者		税法が定める課税要件を備え、納税義務を負うことになる者	上記施設における宿泊者
徴収方法		普通徴収：納税通知書を納税者に交付することで地方税を徴収すること 特別徴収：地方団体が地方税の徴収について便宜を有する者に徴収させ、かつ徴収すべき税金を納入させること	特別徴収
税率 (収入見込額)		課税標準に対する税額の割合	1人1泊につき 350 円 (一律定額制) (年間約 13.9 億円)
非課税事項	課税免除	地方団体が条例により課税しないことができること	・12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・その他町長が認めた者
	免税点	課税標準が一定に満たないものを課税しない場合の金額又は数量	なし
課税を行う期間		税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めること	条例施行後5年毎
税収の使い道		普通税：収入の用途を特定せず、一般の経費に充てる 目的税：収入の用途を特定し、特定の経費に充てる	観光客の受入れに伴う幅広い財政需要に対応 (観光まちづくりの対象範囲)
特別徴収事務交付金		宿泊税の申告納入の事務負担に考慮し、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に支給する交付金	納期内納入額の 3.0%
システム整備費等補助金		宿泊税導入に伴い発生するレジシステムの改修・整備等に必要経費に係る補助金	補助率 1/1(全額補助) (限度額 100 万円/1 施設)

## (4) 課税要件等の考え方

### ア 税目名

宿泊行為に着目した名称であり、国内外の観光客にとって分かりやすく、また、宿泊事業者も宿泊者に説明しやすいことや、全ての先行団体が「宿泊税」として  
いることから、名称は「宿泊税」とすることが妥当としました。

### イ 課税客体、課税標準、納税義務者、徴収方法

#### (7) 課税客体

課税客体は、「町内に所在する宿泊施設への宿泊行為」としたうえで、対象施設は、宿泊施設の形態に関わらず宿泊者が行政サービスを受取る程度は変わらないため、税の公平性の観点から全ての宿泊施設\*を対象とすることが妥当としました。この場合、本来の許可、届出を得ていない施設であっても、宿泊料金を受けて宿泊行為を行う施設・住宅も対象とする必要があります。

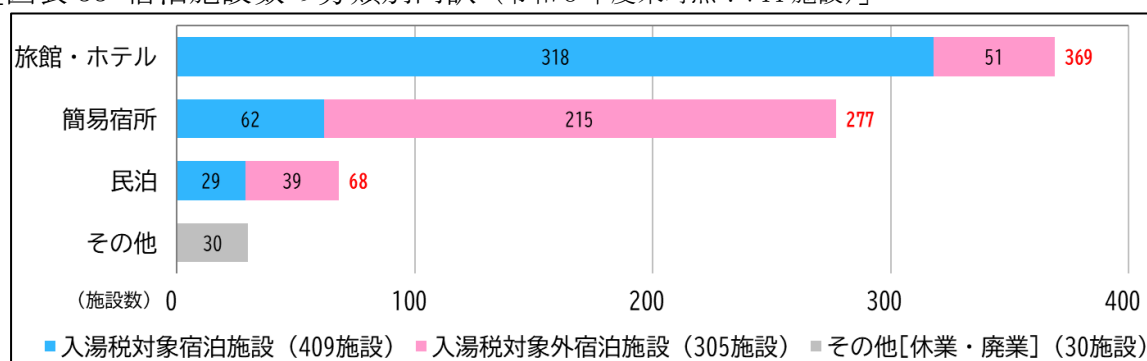
※宿泊施設の範囲は次のとおりとする。

- ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）

#### (イ) 課税標準、納税義務者、徴収方法

課税客体を宿泊行為とした場合には、宿泊客から宿泊税を直接徴収することは現実的ではないため、先行団体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」、徴収方法は「特別徴収」とすることが妥当としました。

[図表 33 宿泊施設数の分類別内訳（令和6年度末時点：744施設）]



※令和7年度末時点では、宿泊施設は796施設（対前年度比+52施設）に増加しているもの。

[図表 34 （参考）先行団体の制度内容]

制度内容		団体数	主な団体
課税標準	宿泊施設への宿泊数	23	京都市、金沢市、福岡市ほか
	宿泊施設への宿泊料金	1	倶知安町
納税義務者	宿泊施設への宿泊者	24	全団体
徴収方法	特別徴収	24	全団体

## ウ 税率

税率設定にあたっては、大きく3つの考え方がありますが、課税客体と同様の考え方に基づき、宿泊料金に関わらず宿泊者が行政サービスを享受する程度は変わらないことや、町内には1泊2食付きの料金プランに対応している宿泊施設が多いという地域特性がある中で、特別徴収義務者の事務負担や宿泊客に対する説明等を考慮し、簡素で明瞭な税制度である一律定額制が妥当としました。

また、令和10年度以降見込まれる所要額（年平均約14.1億円）をもとにした税収額のシミュレーションでは、一律定額制の場合、現状では、「1人1泊につき350円（収入見込額約13.9億円）」程度の税額が必要となる結果となりました。

[図表 35 税率設定の考え方]

項目	一律定額制	段階的定額制	定率制
簡索性	・一律のため、制度が簡素で明瞭	・価格帯の設定に伴い制度が複雑	・制度は簡素だが、課税事務が煩雑
税収額	・宿泊単価の変動には影響しない	・宿泊単価の変動にある程度影響する	・宿泊単価の変動に影響する
社会経済状況への対応	・インフレやデフレに対応できない	・インフレやデフレにある程度対応できる	・インフレやデフレに対応できる
観光客の負担	・低額の宿泊料金ほど税負担の割合が大きい	・設定する価格帯に応じて税負担が生じる	・宿泊料金に応じて税負担が生じる
特別徴収義務者の負担	・税額計算や説明が容易	・宿泊料金を算出したうえで価格帯別の税額計算や説明が必要	・宿泊料金を算出したうえで税額計算や説明が必要 ・客室料金による課税事務は容易

[図表 36 税収額のシミュレーション（令和8年3月時点）]

項目	試算結果	備考
税収見込	約13.9億円 (1,394,536,500円)	3,984,390人 × 350円 (R6 宿泊客数 × 一律定額の場合の税額)
(参考) R10以降 所要額	年平均約14.1億円	所要額約13.2億円 + 特別徴収事務交付金 (約4千万円) + 基金創設(約5千万円)

[図表 37 (参考) 先行団体の制度内容]

制度内容（税率設定）	団体数	主な団体
一律定額制 ※100円～300円	12	北九州市、常滑市、熱海市ほか
段階的定額制 ※100円～2,000円	11	京都市、金沢市、福岡市ほか
定率制 ※宿泊料金の2%	1	倶知安町

## エ 非課税事項（課税免除、免税点）

### (7) 課税免除

宿泊税は、入湯税と同様に、観光に関連する行為<sup>しやし</sup>的<sup>し</sup>性格と奢侈<sup>しやし</sup>的<sup>し</sup>性格を有していることや、入湯税及び宿泊税の二重の徴収事務負担、入湯税との整合性を考慮し、年齢 12 歳未満の者及び修学旅行等の参加者（引率者も含む）を課税免除とすることが妥当としました。

### (イ) 免税点

税率と同様の考え方にに基づき、宿泊料金に関わらず宿泊者が行政サービスを享受する程度は変わらないため、税の公平性及び簡素性の観点や、特別徴収義務者の事務負担を考慮し、免税点は設けないことが妥当としました。

[図表 38 課税免除の考え方]

課税免除	免除とする理由
年齢 12 歳未満の者 (小学生以下の者)	・奢侈性*がなく、児童自身に担税力*がないため ※奢侈：ぜいたくをすること 担税力：税を支払う能力
修学旅行等の参加者 (引率者も含む)	・学校教育法上の見地から行われる教育活動の一環であるため ・修学旅行等における宿泊は、通常必要とされる宿泊以上の奢侈性はないため
その他町長が認めた者	・入湯税の課税免除規定との整合性を図るため

[図表 39 (参考) 先行団体の制度内容]

制度内容（主な課税免除）	団体数	主な団体	
修学旅行等学校行事参加者及び引率者	13	京都市、ニセコ町、赤井川村ほか	
修学旅行等学校行事参加者及び引率者	その他行事	2	倶知安町（職場体験）、長崎市（部活動等大会）
	12 歳未満	3	熱海市、高山市、下呂市
なし	6	金沢市、福岡市、北九州市ほか	
制度内容（免税点）	団体数	主な団体	
あり	8	大阪府(7千円未満)、金沢市(5千円未満)、赤井川村(8千円未満)、仙台市(6千円未満)ほか	
なし	16	京都市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市、ニセコ町ほか	

## オ 課税を行う期間

法定外税の検討にあたっては、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であるとされており、先行団体は、3～5年毎の範囲で見直し期間を設けています。

町では、固定資産税超過課税の実施にあたり、「5年毎に施行状況を検討したうえで所要の措置を講ずる」との見直し規定を設けているため、今後、宿泊税が本町の財源確保のあり方の検討の一環となっていくことを踏まえ、条例施行後5年毎の見直し期間を設けることが妥当としました。

[図表 40 (参考) 先行団体の制度内容]

制度内容（主な課税免除）	団体数	主な団体
条例制定後5年毎	14	京都市、金沢市、倶知安町ほか
条例制定後3年、その後5年毎	9	福岡市、北九州市、常滑市ほか
条例制定後3年毎	1	長崎市

## カ 税収の使い道

町が観光地として一層の発展・成長をするためには、「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりを目指す必要があります。このため、宿泊税は、「観光まちづくりの対象範囲」における観光振興や観光客の受入に係る行政サービスに充当することが望ましいと考えて、検討を進めてきました。

主な使い道として、観光振興、ごみ処理や消防救急、道路整備、防災対策等の幅広い行政サービスが想定されます。しかしながら、観光振興を除き、観光客が受益を受ける行政サービスが町民向けと明確に区別できないことに加え、普通交付税不交付団体にもかかわらず財政状況が厳しいという町特有の財政構造の中で、観光客の来訪により生じる大きな財政需要を賄っていくためには、「普通税」が妥当であると考えます。普通税として導入する場合には、税収の使い道は特定されません。ただし、これまでの議論を踏まえると、宿泊税の税収額については、観光振興や観光客の受入に伴う幅広い財政需要（観光まちづくりの対象範囲）における財源不足額に対応させるべきと考えます。

なお、アンケート調査では、特に、宿泊事業者と町民の望ましい使い道の考え方に大きな差がなく、宿泊事業者、町民、観光客のいずれにおいても、宿泊税を観光振興以外の幅広い行政サービスに充てることに対し、概ね理解が得られていると考えられますが、観光まちづくり施策のあり方については、アンケート等の意見に加え、今後求められる行政サービスや、令和10年度に策定予定の第3次HOT21観光プラン等を十分に勘案し、総合的に検討していく必要があります。

[図表 41 観光まちづくりの対象範囲]

区分	行政サービス			④町民対象	⑤行政運営
	①観光振興	②観光人口等を加味するもの	③観光客も一定の受益を受けるもの		
A 事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興 (HOT21取組経費含む)</li> <li>観光施設の整備 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の整備, 運転管理</li> <li>消防施設の整備</li> <li>下水道の整備, 運営 ※繰出金 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備</li> <li>防災対策, 交通安全</li> <li>森林整備 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・教育</li> <li>保健衛生</li> <li>庁舎の整備等 ほか</li> </ul>	
B 経常費	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興, 商工振興に要する経常的経費</li> <li>観光施設の運営経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理, し尿処理, 消防救急活動に要する経常的経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路維持, 防災対策に要する経常的経費</li> <li>公共施設の運営経費 ※観光客も利用する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉, 教育, 保健衛生に要する経常的経費</li> <li>公共施設の運営経費 ※町民のみ利用する施設</li> </ul>	
C 人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興, 観光施設の運営に要する人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理, 消防救急業務に要する人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路維持, 都市計画, 上記公共施設の運営に要する人件費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉, 教育, 保健衛生 上記公共施設の運営に要する人件費</li> </ul>	

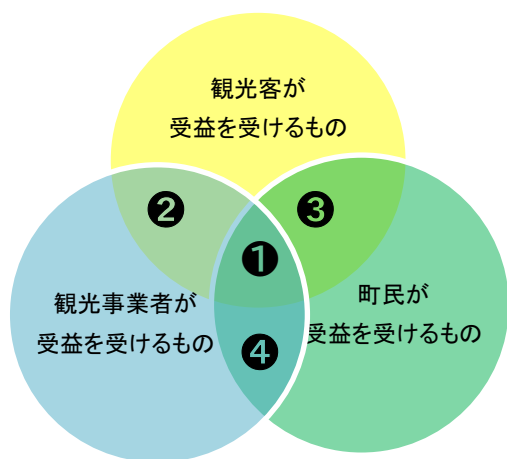


宿泊税の主な使い道の範囲 (イメージ)



入湯税の主な使い道の範囲 (イメージ)

[図表 42 (参考) 観光まちづくりの対象範囲で想定する主な使い道]



— 受益者と使い道の考え方 —

- ① 観光客・観光事業者・町民  
⇒持続可能な観光まちづくりを推進する施策
- ② 観光客・観光事業者  
⇒箱根のブランド力を向上させる施策
- ③ 観光客・町民  
⇒観光客及び町民の満足度を高める施策
- ④ 観光事業者・町民  
⇒雇用創出や定住人口の増加につながる施策

区分	主な使い道 (観光まちづくりの充実・維持に係る行政サービス)	アンケート調査結果に基づく主な意見 (町に求める支援や取り組み等)
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備や景観まちづくり</li> <li>・渋滞対策</li> <li>・ごみ処理・減量化</li> <li>・消防救急</li> <li>・防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の拡張や老朽化対策、廃屋の撤去</li> <li>・国道1号の渋滞対策、バスベいの整備</li> <li>・ごみ箱の設置、環境衛生施設の整備</li> <li>・救急要請対応、消防施設の整備</li> <li>・災害時の対策</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光資源の魅力向上</li> <li>・受入体制の構築</li> <li>・文化財や自然環境の保全、活用</li> <li>・誘客促進、観光イベント支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設のアップデート</li> <li>・情報通信整備、公衆トイレの整備</li> <li>・緑・湖・温泉の保全</li> <li>・地域観光イベントの開催</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通の充実</li> <li>・オーバーツーリズムの未然防止・抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスの増便、交通費の補助</li> <li>・キャリアケース対策</li> </ul>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保・定着</li> <li>・住環境の整備</li> <li>・観光客のマナー対策</li> <li>・観光業への町民の理解促進</li> <li>・基金創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材不足対策、起業支援</li> <li>・従業員の居住環境の整備、定住の推進</li> <li>・外国人のマナー改善、民泊利用者の騒音防止</li> <li>・観光教育の推進</li> <li>・自然災害等における復旧・復興支援</li> </ul>

※受益者と使い道の考え方に基づき、アンケート調査結果に基づく町への要望や意見を受益の対象別に分類したもの。

[図表 43 (参考) 宿泊税に関するアンケート結果(望ましい使い道の上位項目抜粋)]

観光振興に関する使い道	宿泊事業者	町民	観光客
多様な人材の確保・定着	1位 (47.5%)	2位 (47.4%)	4位 (26.4%)
自然災害等の復旧・復興支援のための基金創設	2位 (45.3%)	1位 (65.2%)	2位 (34.8%)
観光資源の魅力向上	3位 (38.8%)	4位 (32.4%)	1位 (50.1%)

観光客も一定の受益を受ける使い道	宿泊事業者	町民	観光客
道路整備や景観まちづくりに関する経費	1位 (61.2%)	1位 (68.6%)	2位 (37.7%)
防災対策や交通対策に関する経費	2位 (51.8%)	2位 (64.2%)	5位 (24.8%)
ごみ処理やごみの減量化に関する経費	3位 (48.2%)	3位 (57.3%)	1位 (44.7%)

## キ 特別徴収事務交付金

先行団体では、多くが 2.5%を基準とし、+0.5～+1.0%の特例加算を設けており、申告納入期限までに申告があった宿泊税を対象としています。

町では、入湯税に加えて、宿泊税の課税趣旨等を説明することに係る特別徴収義務者の事務負担や、キャッシュレス決済では、宿泊税に係るクレジットカード等の手数料等の経費負担を考慮するとともに、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、納期内納入額の 3.0%とすることが妥当としました。

[図表 43 (参考) 先行団体の制度内容]

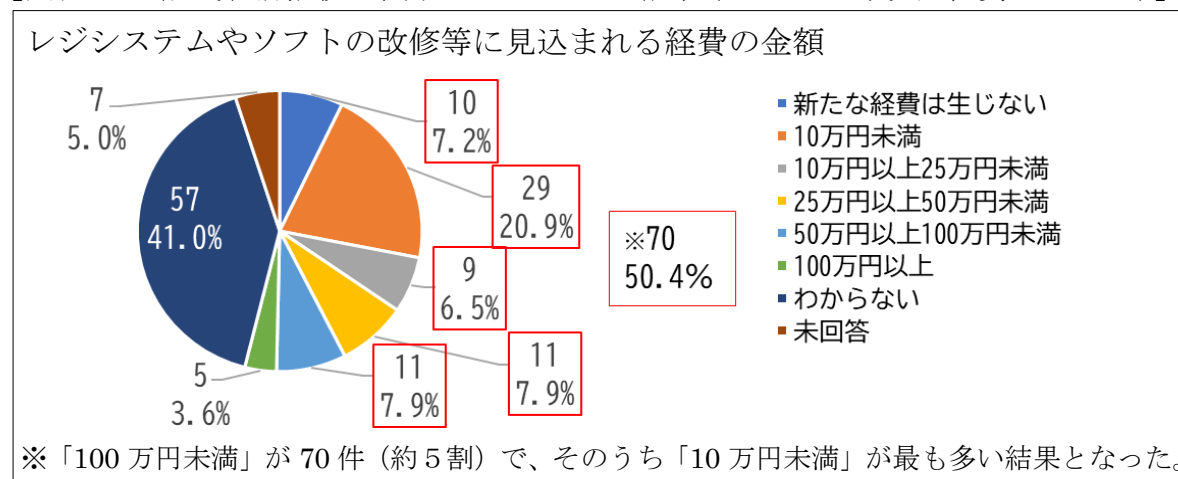
制度内容（特別徴収事務交付金）		団体数	主な団体
納期内納入額の 2.5%	特例有+0.5%	14	京都市、金沢市、倶知安町ほか
	特例有+1.0%	5	札幌市、小樽市、釧路市ほか
	特例無	3	長崎市、常滑市、赤井川村
納期内納入額の 3.0%		1	高山市
納期内納入額の 5.0%		1	ニセコ町

## ク システム整備費等補助金

先行団体では、多くが宿泊税の導入に伴い発生するレジシステムの改修や構築、ソフトウェア等の購入費用を補助対象としていますが、一部の団体においては、パンフレット・チラシの修正やホームページの改修等も対象としています。

町では、特別徴収義務者の事務負担軽減や宿泊税の円滑な徴収を図るため、システムの改修・構築等に係る費用やパンフレット等の修正等に係る費用を対象とし、上限(100万円を想定)を設けたうえで、全額を補助することが妥当としました。

[図表 44 (参考) 宿泊税に関するアンケート結果 (システム等改修経費について)]



## 11. おわりに

本検討会議は、コロナ禍により一時中断を余儀なくされましたが、令和元年度以降、約7年間をかけ合計18回にわたり、学識経験者のほか、観光関係団体や地域団体、公募委員による専門的かつ幅広い見地から他の先行団体には例のないほど丁寧に議論を積み重ねてきました。

観光まちづくり財源の検討にあたっては、先行事例を踏まえて、地方税の超過課税や法定外税、協力金の中から財源の絞り込みを行い、現時点では宿泊税を中心に検討することが現実的であるとの結論に至り、中間報告を行いました。令和10年4月の宿泊税導入を目指すという町の方針を受け、先行団体の状況把握のほか、専門部会による調査審議結果や、宿泊事業者、観光客、町民向けアンケート調査結果等を踏まえ、多角的な視点から課税要件及び特別徴収義務者の負担軽減策等の検討を行ってきました。そして、宿泊税の具体的な制度内容（案）について、検討会議としての一定の結論を得たことを報告するとともに、今後、本報告書を受けて、町が導入に向けて具体的な検討を行うにあたり、次の三点を意見として建議します。

第一に、「透明性の確保」です。宿泊税を普通税で導入する場合、税収の使い道は特定されません。ただし、これまでの議論を踏まえると、宿泊税の税収額については、観光振興や観光客の受入れに伴う幅広い財政需要（観光まちづくりの対象範囲）における財源不足額に対応させるべきと考えます。そのうえで納税義務者となる宿泊客をはじめ、観光事業者、町民に対して宿泊税を活用した観光まちづくり施策や効果を明確に示すことで、制度運用の透明性を高めていく必要があります。

第二に、「特別徴収義務者への周知と理解の促進」です。今回、制度設計にあたっては、宿泊事業者を中心とした専門部会で詳細な調査審議を行うなど、宿泊事業者の理解や協力のもと検討を進めてきました。専門部会での意見等も踏まえ、入湯税との二重の特別徴収事務の負担軽減や、徴収事務の公平性の確保等の課題に対しては、特別徴収義務者となる宿泊事業者への周知を徹底し、引き続き、丁寧な説明や対話により理解を深め、安定的な制度運用を図っていくことが重要です。

第三に、「不断の検証と見直し」です。社会情勢や観光ニーズは常に変化します。宿泊税の導入をゴールとするのではなく、定期的に制度の効果やあり方を検証し、時代の変化に合わせて柔軟に対応していく必要があります。また、観光まちづくり財源のあり方の検討にあたっては、箱根町を訪れる全ての観光客から新たに負担していただく方策を検討することが出発点となっています。今回は、町の財政状況や徴税手続きなどを踏まえ、宿泊税に絞って検討を行いました。次のステップとして、宿泊税以外の広く観光客に負担していただく財源確保策の検討を継続する必要があります。

最後に、宿泊税の導入を契機に、観光事業者と町民、町との連携が一層深まり、「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりを実現していくことを心から期待します。



## 参考1 検討会議規則

### 箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箱根町附属機関設置条例(令和元年箱根町条例第17号)第2条の規定に基づき設置された箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議(以下「検討会議」という。)の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関すること。
- (2) その他目的達成のために、町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 検討会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 観光又は地方税財政について学識を有する者
  - (2) 観光関連団体その他各種団体から推薦を受けた者
  - (3) 町民の一般公募者
  - (4) その他町長が特に必要であると認めた者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 検討会議に委員長を置き、委員のうちから町長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討会議は、その所掌事務にかかる専門的事項について調査、検討するため部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を検討会議に報告する。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 参考2 委員名簿

箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議 委員名簿

(任期：令和元年 8月 2日～令和4年 8月 1日)

(任期：令和5年 10月 30日～令和8年 10月 29日)

氏名	所属・役職等	備考
倉田 義巳	箱根温泉旅館ホテル協同組合 副理事長	R1. 8. 2 ～R7. 5. 19
石村 光稔	箱根温泉旅館ホテル協同組合 副理事長	R7. 8. 6～
佐藤 守	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会) 専務理事	
杉山 慎吾	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会) 合意形成部会長	R1. 8. 2 ～R2. 10. 7
西島 庸吉	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会) 理事	R5. 10. 30 ～R7. 5. 19
宮地 博篤	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会) 評議員	R7. 8. 6～
瀬瀬 利博	箱根町自治会連絡協議会 委員	R1. 8. 2 ～R7. 3. 26
元波 英敏	箱根町自治会連絡協議会 委員	R7. 5. 19～
高橋 典之	箱根町子ども会育成団体連絡協議会 副会長	R1. 8. 2 ～R2. 10. 7
田中 妙子	箱根町子ども会育成団体連絡協議会 会長	R5. 10. 30 ～R6. 1. 31
勝俣 直人	箱根町子ども会育成団体連絡協議会 会長	R6. 6. 28～
安藤 万奈	一般公募 (町内在住者)	
池島 祥文	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授	
伊集 守直 (職務代理)	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授	
高井 正 (委員長)	帝京大学経済学部経済学科 教授	

### 参考3 検討会議の検討経過

#### (1) 令和元～2年度

時 期 (回 数)	議 題
令和元年8月2日 (第1回)	(1) 検討会議の目的、会議運営について (2) これまでの行財政改革と検討会議の設置に至る経過について (3) 検討会議における検討事項と今後のスケジュールについて
令和元年9月13日 (第2回)	(1) 検討会議における検討事項と今後のスケジュールについて (2) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の確保手法について ・ 税制の概要について ・ 他団体の実施事例について (法定税の超過課税、法定外税、協力金・寄付金など)
令和2年1月17日 (第3回)	(1) 入湯税の現状について ・ 主要な入湯税課税団体の課税及び充当状況等について ・ 宿泊税と入湯税の同時課税団体の状況調査結果について (2) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等について (町の歳出の分類結果)
令和2年3月19日 (第4回)	(1) HOT21 観光プラン実施計画(案)について (2) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等について (町の歳出の分類結果)
令和2年7月2日 (第5回)	(1) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等について③ (町の歳出の分類結果) (2) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方について (先進事例調査の実施について)
令和2年10月7日 (第6回)	(1) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の検討対象について (他団体の実施事例の調査結果について)

※令和2年10月から令和5年10月までの期間は、新型コロナウイルス感染症の影響により検討会議を休止

(2) 令和5年度～

時 期 (回 数)	議 題
令和5年10月30日 (第1回)	(1) 検討会議の概要と運営方法について (2) 検討会議の目的と役割について (3) 次回会議と今後の予定について (4) 令和6年度以降の財源不足への対応について (報告)
令和6年1月31日 (第2回)	(1) 中長期財政見通しについて (2) 検討会議の目的と役割について (3) 観光まちづくり財源の確保手法と入湯税の状況について (4) 今後の検討会議の進め方について
令和6年6月28日 (第3回)	(1) HOT21 観光プラン実施計画 (後期) について (2) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等 (維持分) について (町の歳出の分類の再整理)
令和6年10月4日 (第4回)	(1) 観光まちづくりに関連する町の事務事業等 (維持分) について (2) HOT21 観光プラン実施計画 (後期) の取組に係る試算について (3) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の検討対象について (他団体における観光財源の主な使い道の調査結果について)
令和6年12月25日 (第5回)	(1) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の検討対象について (他団体の実施事例の調査結果について)
令和7年2月3日・26日	箱根温泉旅館ホテル協同組合及び神奈川県公園協会との 財源確保策に関する意見交換
令和7年3月26日 (第6回)	(1) 事業者との意見交換結果について (2) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方について (観光まちづくり財源確保策の評価結果の検証)

時 期 (回 数)	議 題
令和7年5月19日 (第7回)	(1) 検討会議の中間報告書(案)について (2) 今後の検討会議の進め方について
令和7年8月6日 (第8回)	(1) 観光の現状と財政の見通しについて (2) 宿泊税の課税要件について ( 先行導入団体の事例に基づく課税要件の論点の整理)
令和7年10月10日 (第9回)	(1) 専門部会の設置について (2) 宿泊税の考え方(案)について (3) アンケート調査の実施について
令和7年11月25日 ～12月31日	宿泊事業者・観光客・町民を対象としたアンケート調査
令和7年12月1日～15日	宿泊税に関する検討状況説明会(全5回)
令和7年11月26日 令和7年12月26日 令和8年1月16日	箱根町宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会(全3回)
令和8年2月2日 (第10回)	(1) アンケート調査及び説明会の結果について (2) 専門部会による検討結果について (3) 宿泊税の制度内容(案)について
令和8年3月24日 (第11回)	(1) 全ての観光客から広く負担を求める方策の検討について (2) 検討会議の報告書(案)について
令和8年5月25日 (第12回)	(1) 検討会議の報告書(最終案)について

## 参考4 宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会 報告

令和8年1月20日

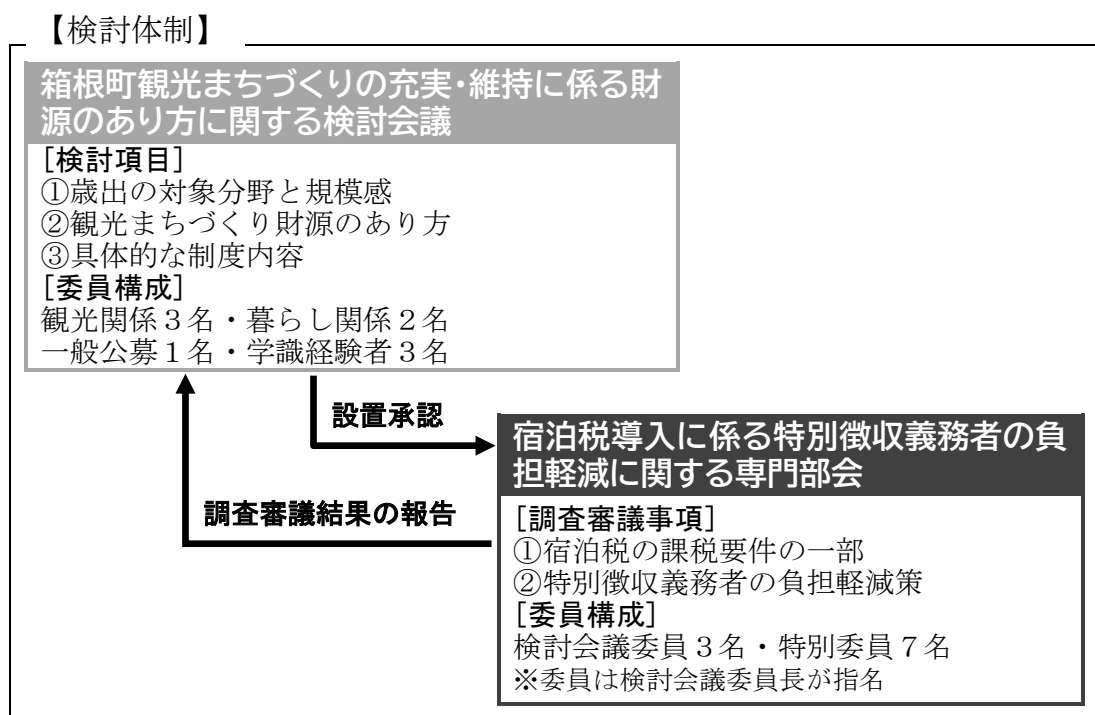
### 箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議 宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会 報告

#### 1 専門部会の設置

##### (1) 趣旨

箱根町では、「観光」と「暮らし」が相互に好影響をもたらすような「観光まちづくり」を推進するための新たな財源として、令和10年4月から宿泊税の導入を目指すことが決定されました。このことを受けて、令和7年9月25日付けで箱根温泉旅館ホテル協同組合から箱根町に対して、宿泊税の制度設計に関する要望書が提出され、その中には、宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者が中心となった会議体設置の要望が挙げられました。

そのため、「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」）」の承認を受けて、「宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会（以下「専門部会」）」を設置し、宿泊税の課税要件の一部や特別徴収義務者の負担軽減策について調査審議を行い、その結果を検討会議に報告することとしました。



##### (2) 調査審議事項

- ・課税要件（課税客体、税率設定の考え方、非課税事項）
- ・特別徴収義務者が行う特別徴収事務の負担軽減に関する特別徴収事務交付金及びシステム整備費補助金の制度内容

## 2 調査審議結果

### (1) 課税客体

町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為

- ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、宿泊料金を受けて宿泊行為を行う施設は対象とするもの。

町内に所在する野営の用に供される施設（上記宿泊施設を除くキャンプ場）への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為

#### ①基本的な考え方

課税客体で定める宿泊施設の範囲は、公平性の観点から、本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可（下宿を除く）や民泊の届出が必要とされる宿泊の定義に該当する場合を含め、町内の全ての宿泊施設を対象とすることが適当である。また、町内には、宿泊料金を徴収せずに滞在させている保養所や研修施設、キャンプ場はないという現状も踏まえ、宿泊料金を受けて行われる宿泊行為を対象とすることで、保養所や研修施設、キャンプ場を含めた全ての宿泊施設を捕捉できると考えられる。

#### ②委員からの主な意見

- ・特別徴収義務者の不公平感を無くすためにも、課税客体として規定する宿泊施設はしっかりと定義しておく必要がある。
- ・宿泊料金の有無に関わらず宿泊客を滞在させる施設についても、宿泊施設の対象とすべきである。
- ・今後、新しい宿泊形態の施設が現れる可能性もあることから、必要に応じて条例改正を行うなど、柔軟に対応していく必要がある。

### (2) 税率設定の考え方

一律定額制

#### ①基本的な考え方

町内には、1泊2食付きの料金プランに対応している宿泊施設が多いという地域特性がある中で、事務負担の軽減や、宿泊客に対する説明等を考慮すると、簡素で明瞭な税制度である一律定額制による導入が適当である。

#### ②委員からの主な意見

- ・一律定額制の場合、宿泊料金を低額に設定している宿泊施設にとっては、負担感が大きいため、そのような施設に対する支援策も検討してほしい。
- ・今後、全ての観光客から広く負担を求める方策の検討を進めていくのであれば、事務負担の最も少ない一律定額制が良いと思われる。
- ・一律定額制の税額によっては、低価格帯の宿泊施設では、小田原市など隣接地域との価格競争力が低下する懸念がある。

- ・今後も様々な料金体系の宿泊事業者が参入してくることや、インフレ対応を考慮すると、定率制の検討も必要である。
- ・導入にあたっては、まずは一律定額制を採用し、持続可能なまちづくりや箱根のブランド力を向上させるために、観光と暮らしのバランスをどのように保っていくのかといった議論を進めていくことが重要である。

### (3) 非課税事項

次の者に対しては、宿泊税を課さないものとする。

- ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む）
- ・ 年齢 12 歳未満（小学生以下）の者

#### ①基本的な考え方

町内には、入湯税の徴収を行っている宿泊施設が多く、入湯税は、修学旅行生や年齢 12 歳未満の者を課税免除としているため、特別徴収義務者の事務負担軽減の観点から、入湯税の非課税事項との整合性を図ることが適当である。なお、修学旅行等の参加者に関しては、教育活動の一環であることも踏まえ、引率者を含めて課税免除の対象とし、入湯税の対象もこれにあわせることが望ましい。

また、課税客体で定める宿泊施設の範囲は、全ての宿泊施設を対象としているため、税負担の公平性の観点から免税点は設けないことが適当である。

#### ②委員からの主な意見

- ・ 特別徴収義務者の立場としては、徴収事務が複雑になるため、入湯税と宿泊税との課税免除の対象が異なることは避けてほしい。
- ・ 教育旅行先として箱根町を選択肢の 1 つに加えてもらうことは重要であるため、修学旅行等の参加者は、課税を免除してほしい。
- ・ 将来の顧客となる子ども達は課税を免除とし、将来にわたり何度も箱根町を訪問してもらい、顧客生涯価値を上げることが大切である。
- ・ 箱根町はインバウンドも多く、子どもや修学旅行生の旅行先として敬遠されているという話もあるため、課税を免除してほしい。

### (4) 特別徴収事務交付金

納期内納入額の 3.0%

#### ①基本的な考え方

町内には、入湯税の徴収を行っている宿泊施設が多く、これまでの入湯税に加え、新たに宿泊税の課税趣旨を説明する必要があるなど、徴収に係る事務負担が増えることや、キャッシュレス決済に対応している施設が多く、宿泊税の徴収に係るクレジットカード手数料の負担等も考慮する必要がある。

#### ②委員からの主な意見

- ・ 事務負担の軽減という観点からは、クレジットカード手数料や、オンライン旅行代理店（OTA）のシステム利用料も見据えて検討すべきである。

- ・今後、全ての観光客から広く負担を求める方策を検討していく中では、宿泊税の交付金の率が基本となるため、近隣団体と同程度が妥当である。
- ・OTAを通じた宿泊予約は、宿泊事業者が選択するものだが、多くがOTAを活用している現状を考慮し、町からOTAに対して、宿泊税等の税については手数料の対象外にするよう働きかけを行ってほしい。
- ・東京都が宿泊税を最初に導入した当時と比べると、急速にキャッシュレス化が普及しているため、キャッシュレス決済手数料に係る負担も考慮すると、交付金の率を高く設定する根拠になり得ると考える。

#### (5) システム整備費補助金

補助率：1分の1

補助限度額：100万円（1施設当たり）

##### ①基本的な考え方

宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムやホテル管理システム（PMS）等の改修に係る経費のほか、宿泊税の導入に伴うパンフレット等の修正に要する経費は、全額町が補助すべきである。ただし、宿泊事業者へのアンケート調査結果や町の財政状況も考慮し、上限額を設定することが適当である。

##### ②委員からの主な意見

- ・システム改修費だけではなく、導入に伴い必要となるパンフレットやポスターなどの印刷物の費用も対象に含めてほしい。
- ・先行団体では、クラウド型システムの月額使用料は対象外となっているが、改修に伴い月額費用が増加することもあるため、クラウド型システムの改修に係る負担増についても補助を検討してほしい。
- ・宿泊事業者が補助制度を活用し、新たなレジシステムの構築や購入を行った場合、町の財政負担が大幅に増える可能性もあるため、新たなシステムに係る費用は対象外とし、IT導入補助金等で対応すべきである。
- ・制度を知らずに補助を受けられないケースが生じないように、補助制度が決まった際には、町から徹底した周知をお願いする。

### 3 その他付帯意見

- ・宿泊税の使い道については、観光振興だけでなく、未来を担う子どもたちにも使ってほしい。
- ・宿泊税の導入によって、観光客離れにつながらないように、宿泊税を箱根の魅力向上などに活用し、その効果を可視化していく必要がある。
- ・観光客に負担してもらっている入湯税と宿泊税の使い道について、入湯税は、鉱泉源の保護管理施設の整備等に活用し、宿泊税は、観光振興等に活用していくべきである。
- ・宿泊税を導入すると、新たに入湯税課税対象外の宿泊施設が増えるため、町では、対象施設をしっかりと捕捉し、円滑かつ確実な徴収事務を行うように適切に指導するとともに、条例に罰則を規定するなど不公平感が生じないようにしてほしい。
- ・今後、宿泊税の制度内容を見直す際には、固定資産税超過課税を含めた税負担のあり方について、民間事業者も参加する会議体で検討してほしい。
- ・宿泊税の導入により、積極的な観光振興施策が実施できるようになると、観光産業が潤い、町全体が良い方向に向かうと期待しており、今後も建設的な議論を続けることが重要である。

#### 4 検討経過と委員名簿

##### (1) 検討経過

時 期 (回 数)	議 題
令和7年11月26日 (第1回)	○宿泊税の検討状況について ○調査審議事項と今後のスケジュールについて
令和7年12月23日 (第2回)	○宿泊税の課税要件について ○特別徴収義務者の負担軽減策について
令和8年1月16日 (第3回)	○アンケート調査の結果について ○検討会議への報告事項について

##### (2) 委員名簿

宿泊税導入に係る特別徴収義務者の負担軽減に関する専門部会 委員名簿

氏 名	所 属	分 野
石村 光稔 (部会長)	箱根温泉旅館ホテル協同組合	検討会議 委員
佐藤 守	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	
宮地 博篤	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	
安藤 友江	箱根温泉旅館ホテル協同組合	特別委員
小清水 大	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	
齋藤 哲也	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	
杉山 慎吾	箱根温泉旅館ホテル協同組合	
富澤 勇太	箱根DMO(一般財団法人箱根町観光協会)	
西島 庸吉	箱根温泉旅館ホテル協同組合	
山口 滋	箱根温泉旅館ホテル協同組合	

## 参考 5

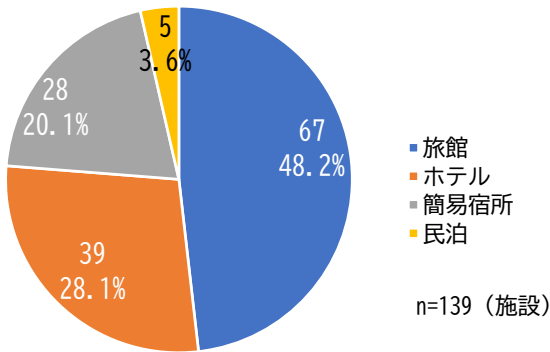
### 宿泊税に関するアンケート調査（宿泊事業者向け）の集計結果について

#### 1 調査概要

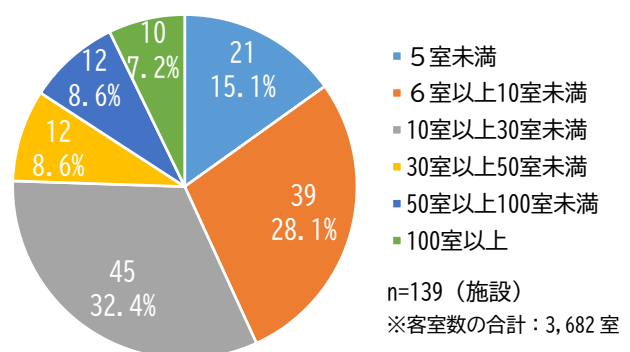
対象	町内の宿泊事業者
目的	宿泊税の制度内容の検討に関する意見や基礎情報を把握するため
調査方法（調査日）	各宿泊施設宛にアンケート用チラシを郵送（令和7年11月25日～12月31日）
回答数	139件／667件（回答率20.8%）
主な質問項目	<p>[基礎情報] 施設種別、客室数、収容人数、年間総宿泊人数及び宿泊料金区分別宿泊人数（令和6年）、宿泊プラン、入浴設備の有無と入湯税の徴収方法</p> <p>[制度内容等] 宿泊税等の認知度、適切と考える税額の設定、課税免除の設定項目、望ましい使い道、導入した場合に想定される負担や影響、レジシステムやソフトの改修等に要する経費</p>

#### 2 宿泊事業者向けアンケート集計結果

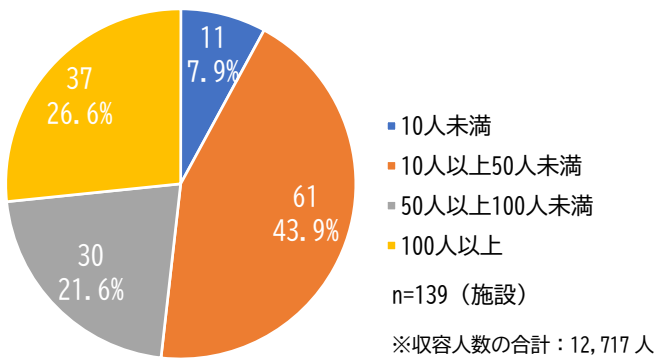
問1 施設種別を教えてください



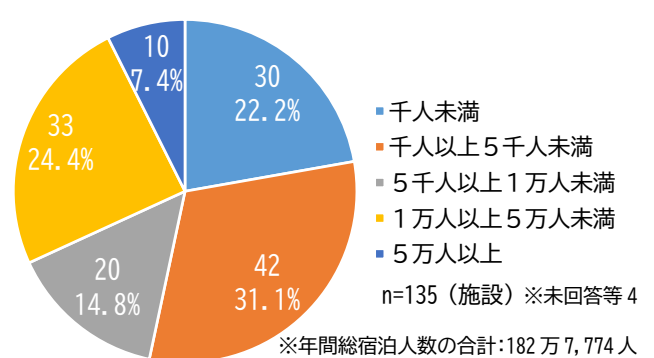
問2 客室数を教えてください



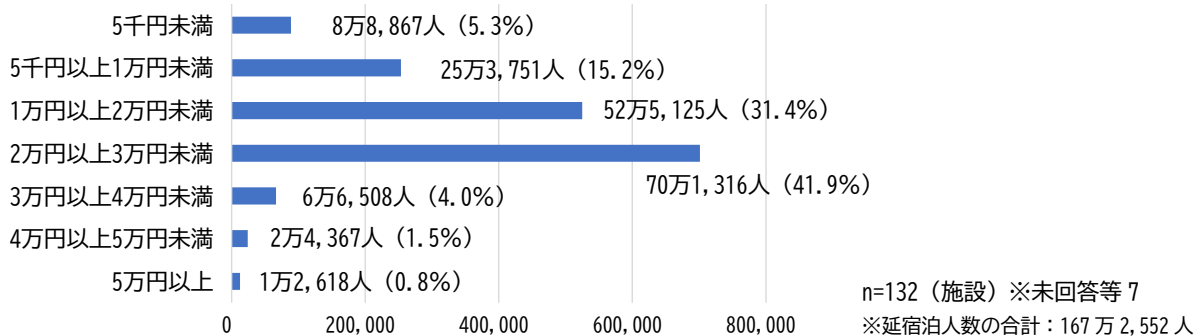
問3 収容人数について教えてください



問4 年間総宿泊人数について教えてください（令和6年中）

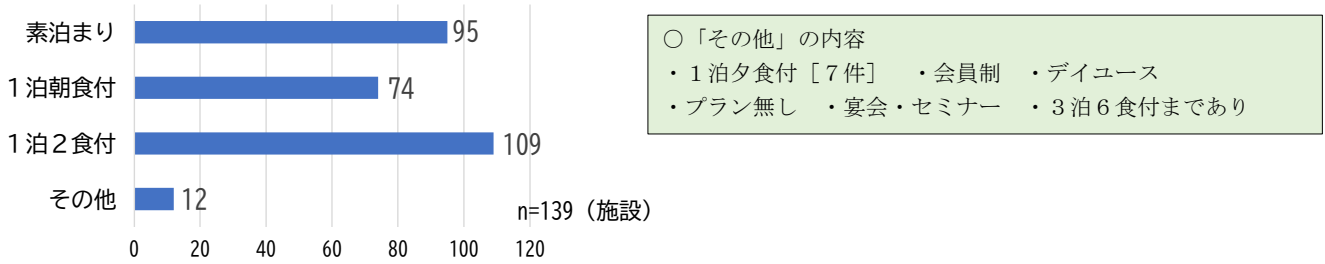


問5 次の宿泊料金区分の延べ宿泊人数について教えてください



※宿泊料金は、「食事代」、「消費税」、「入湯税」を除いた1人あたりの素泊まり料金  
※季節毎に料金変動がある場合などは、中央値で回答することも可

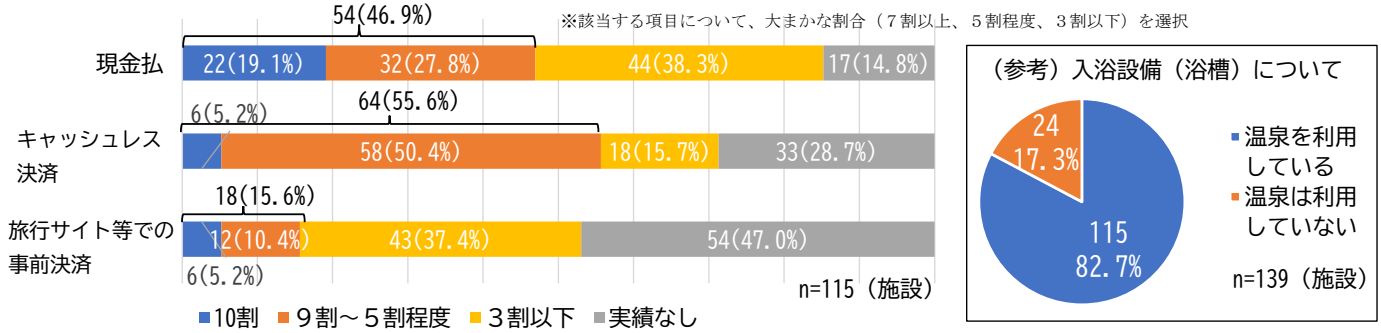
問6 実施している宿泊プランについて教えてください（複数回答可）



問7 入湯税の徴収方法について教えてください

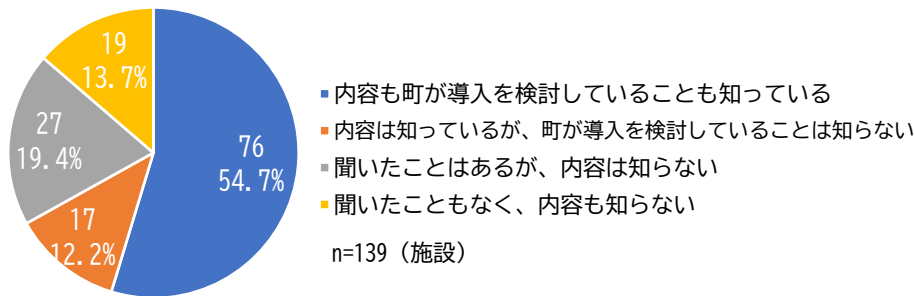
※温泉を利用していると回答した115施設が対象

※該当する項目について、大まかな割合（7割以上、5割程度、3割以下）を選択



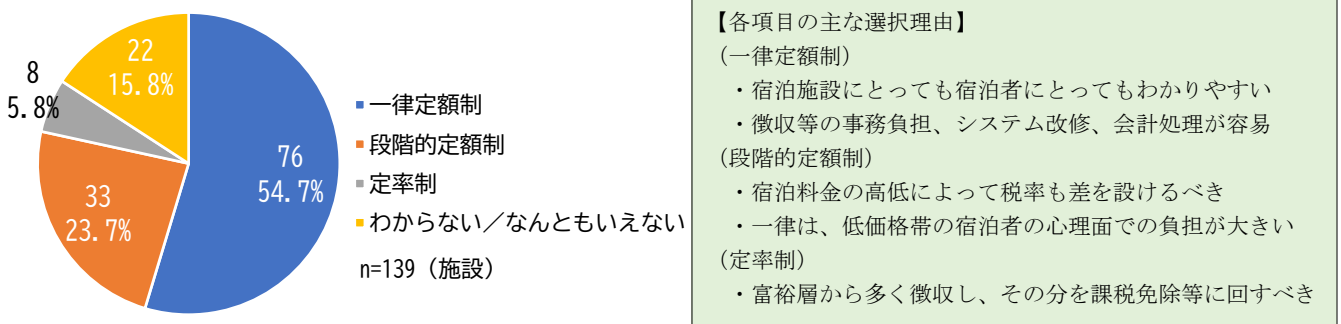
○「現金払」や「キャッシュレス決済」が入湯税の主要な徴収方法<sup>(※)</sup>となっている施設は、それぞれ約5割となった。  
 ○「旅行サイト等での事前決済」は、実績なしが約5割となった一方、主要な徴収方法となっている施設は約2割にとどまった。  
 ※「10割」と「9~5割程度」の合計

問8 宿泊税の内容や、箱根町が導入を検討していることを知っていますか



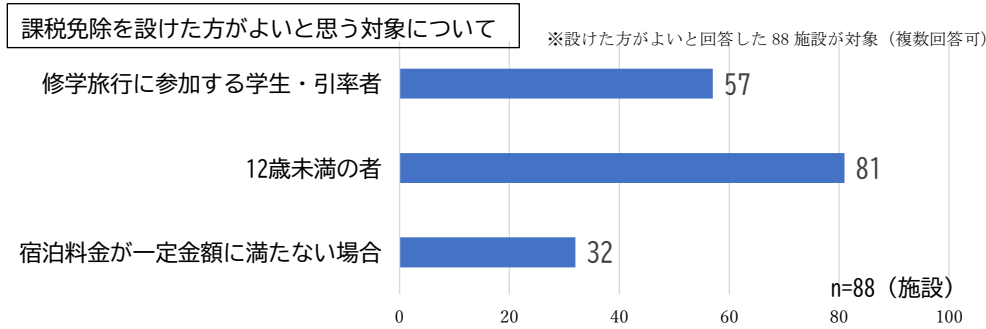
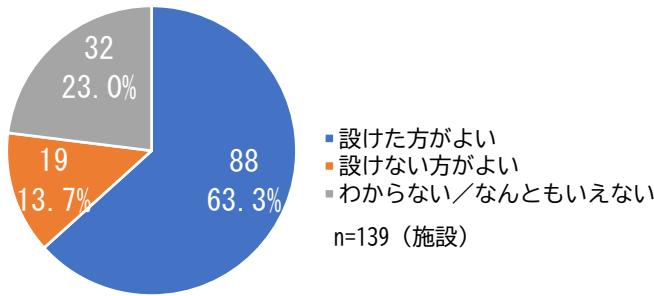
○宿泊税等の認知度は、「内容も導入を検討していることも知っている」が最も多く、約5割となった。

問9 宿泊税を導入した場合、税額設定はどのような形が適切と考えますか



○税額設定は、「一律定額制」が最も多く、約5割となった。

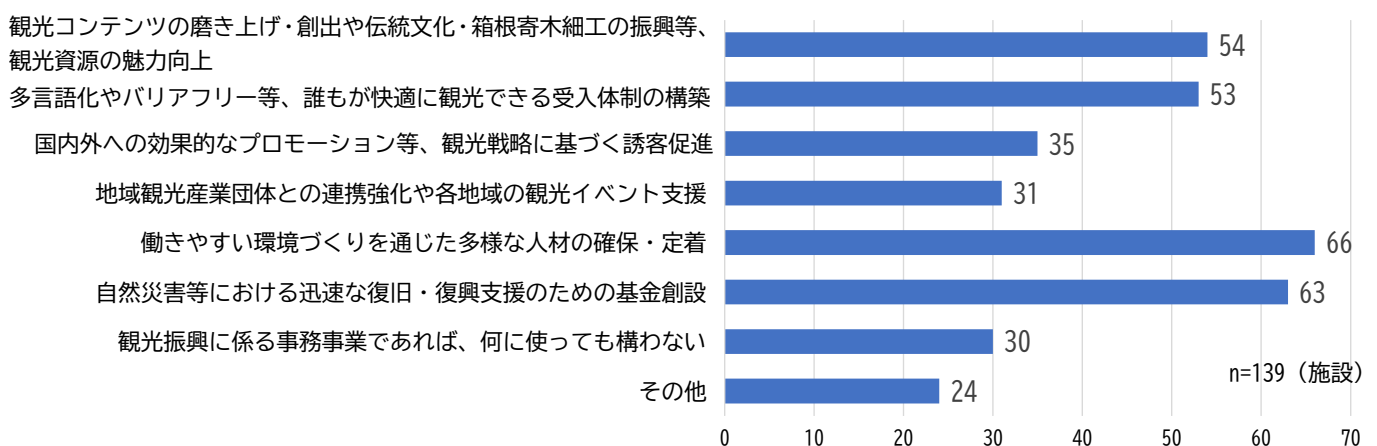
問 10 他の自治体では、修学旅行に参加する学生・引率者や12歳未満の者、宿泊料金が一定金額に満たない場合に課税免除とする場合がありますが、このことについてどのように考えますか



- 税額免除は、「設けた方がよい」が最も多く、約6割となった。
- 課税免除の対象は、「12歳未満」が最も多く、次いで「修学旅行生・引率者」が多い結果となった。

問 11 宿泊税の使い道として、それぞれ望ましいものを選んでください(複数回答可)

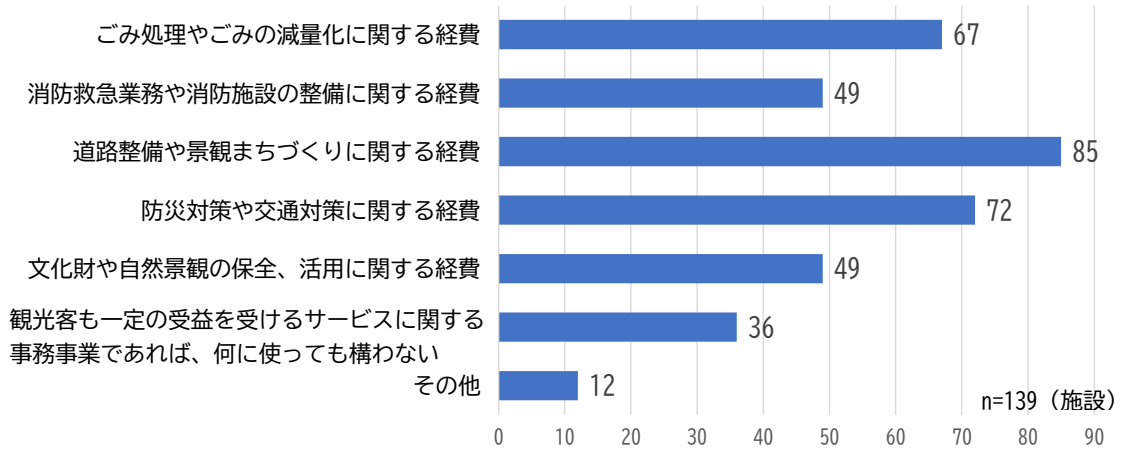
① 観光振興に関する使い道



- 「その他」の内容
  - ・渋滞対策 [5件] ・公共交通機関等の充実 [4件] ・町民への還元 [2件] ・公共料金の引き下げ
  - ・オーバーツーリズム対策 ・ブランド力の強化 ・町民や観光事業者への支援 ・事業者への補助金
  - ・地域観光イベントの開催 ・温泉の安定供給 ・環境衛生施設や消防施設の整備 ・宿泊に特化したまちづくり
  - ・将来への投資 ・宿泊税に反対 ・宿泊税自体に疑問がある ・空欄

- 「多様な人材の確保・定着」が最も多く、次いで「自然災害等の復旧・復興支援のための基金創設」、「観光資源の魅力向上」、「誰もが快適に観光できる受入体制の構築」が多い結果となった。

② 観光客も一定の受益を受けるサービスに関する使い道

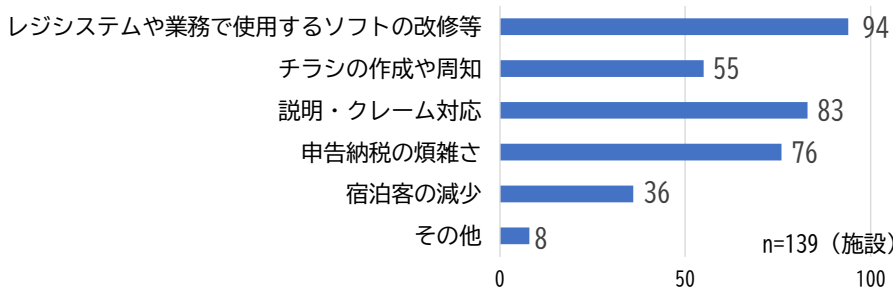


○「その他」の内容

- ・渋滞対策 [5件] ・最寄駅から宿泊施設までの送迎サービス、宿泊施設巡回バスの町営化
- ・観光事業者や町民への交通、生活の充実 ・情報通信整備 ・宿泊税に反対 ・受益を受けているところを見たことがない
- ・上記使い道に魅力を感じない ・空欄

○「道路整備や景観まちづくり」が最も多く、次いで「防災対策や交通対策」、「ごみ処理やごみの減量化」が多い結果となった。

問 12 宿泊税を導入した場合、どのような負担や影響が想定されますか (複数回答可)

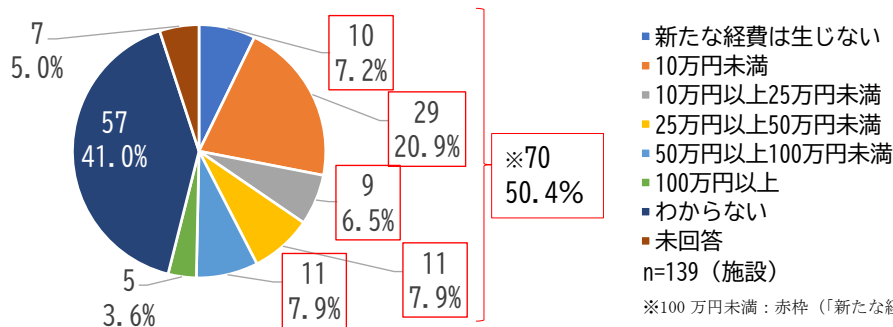


○「その他」の内容

- ・徴収の手間
- ・業務増に伴う従業員の労働時間増加
- ・宿泊者の減少が1番困る
- ・キャッシュレス決済の際の手数料を事業者が負担することになってしまう
- ・社内規程の改訂
- ・宿泊税を多めにして入湯税を廃止
- ・特になし [2件]

○負担や影響は、「システム改修等」が最も多く、次いで「説明・クレーム対応」、「申告納税の煩雑さ」が多い結果となった。

問 13 問 12 で想定される負担のうち、レジシステムやソフトの改修等について、どの程度の経費が見込まれますか



n=139 (施設)

※100万円未満：赤枠(「新たな経費は生じない」から「50万円以上100万円未満」)の計

○システム等の改修に伴い見込まれる経費は、「100万円未満」が約5割となり、そのうち「10万円未満」が最も多い結果となった。  
○「現時点ではわからない」も約4割あった。

問 14 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください [89 件]

○賛否等に関する意見 [賛成・導入は妥当：4 件、反対・導入は安易：6 件、観光目的でない施設への配慮等：3 件]

- ・賛成・導入すべき。[2 件] ・受益者負担の観点から導入は妥当[2 件]
- ・反対[3 件] ・目的が明確でないのに始める必要はない。 ・既に入湯税があるので、さらに宿泊税を徴収するのはいかがなものか。
- ・他の自治体にならって、安易に観光客から税金を取れば良いものじゃないかと感じてならない。
- ・保養所なので導入は難しい。
- ・インバウンドやオーバーツーリズム対策として宿泊税を導入することは理解できますが、当健保組合のように、組合員の健康増進を目的として運営している保養所にまで宿泊税を課すことは適切でないと考えます。
- ・職員の保養と、教育活動のための団体利用を用途としており、一般の宿泊施設とは異なります。お泊り保育、勉強や部活動の合宿等、修学旅行以外にも様々な教育活動でご利用いただいておりますので、ご配慮いただければ幸いです。

○使い道に関する意見①[渋滞対策等：10 件]

- ・交通渋滞を解決してほしい。
- ・オーバーツーリズム、道路の渋滞
- ・渋滞緩和 路線バスが停留所に長く止まるため渋滞ができる。停留場所の確保してほしい。
- ・インバウンドが増加していることで、公共交通機関利用の方が乗れなかったや、渋滞で遅くなったなど、利用者から声を聞きます。道路拡張や整備などに活用し、住民の方や在勤者も渋滞が緩和し、道路網がスムーズになるとありがたいと思います。
- ・箱根は箱根湯本駅周辺ほか道路の混雑が特に激しいです。その有効な対策にぜひ役立てて頂きたいと思います。
- ・湯本エリアの渋滞対策をお願いしたい。
- ・観光客のインフラ（動線）・バスのキャパオーバー・渋滞など
- ・箱根はまだまだオーバーツーリズムにはなっていない。道路が込んでからオーバーツーリズムだと考えるのは早計である。箱根神社～箱根新道大観山インターまで車が数珠つなぎになるのは、箱根神社下、元箱根港におけるバス会社の駐車導線が全く悪いからである。箱根登山バス、伊豆箱根バス、その他観光バスをローソン横の伊豆箱根バスの停留所に集約できれば、この渋滞問題は一挙に解決ができる。この渋滞問題はバス会社と行政の知恵を絞らじ、地域に住んでいるもの、この地域に来てくれる観光客、事業者の3者すべてがウィンウィンになれるように前向きに検討願いたい。
- ・インフラの整備[2 件]

問 14 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください（続き）

○使い道に関する意見②[観光振興：6 件]

- ・宿泊税を活用して、観光客が過ごしやすい環境が構築できればと考えます。
- ・宿泊税を原資としてインフラの整備、交通手段の強化など行い、箱根にお越しになる観光客の皆様にも快適な旅を提供できるようにしていただきたい。
- ・箱根湯本駅から宿泊施設までの送迎サービスが負担なため町に対する印象が不便に感じていると感じています。観光されるお客様によって支えられている箱根町ならではの観光客ファーストの取組を是非実施してください。
- ・お客様へは実質宿泊料金の値上げとなり、競争力が低下するため、地域間競争に負けないよう観光振興にしっかり利用してください。
- ・観光に関わることに使って欲しい。
- ・観光施設のアップデート。バス、タクシーなど交通手段の充実。

○使い道に関する意見③[住みやすいまちづくり：3 件]

- ・観光事業者や町民や住みやすい箱根町の財源とすること。
- ・宿泊税を高く徴収しても良いが、町の整備をきちんとしてほしい。インフラの整備、ゴミ対策など
- ・町営住宅などを宿泊施設の寮として貸し出して頂く事で、町民人口を増やすと共に、各施設の人員不足解消の一助になるのでは。また、全額を観光事業に特化するのではなく、町民の為に一部使用し、利便性向上、施設（スーパー）、託児所などを誘致し、働く人を増やし、税収を伸ばして頂きたい。

○使い道に関する意見④[オーバーツーリズム対策：3 件]

- ・オーバーツーリズム対策の強化
- ・私のところのように小さな簡易宿所にも多くのお客さんが泊まりに来てくださりとても感謝していますが、オーバーツーリズムによる影響も出ていると思います。宿泊税を徴収することに反対はしませんが、このような影響に対してもしっかりと策を練っていただきたいです。
- 例) ・バス電車で地元住民が乗れない→増便を町が補助
  - ・国道1号線、138号線など道路脇を歩く観光客が増え危ない→歩道の整備(雑草がひどくまともに歩けないところも多いです)
  - ・町全体におけるゴミ箱、ベンチ等の設置(これはただ住んでいるだけでも非常に少ないと感じます)など、できること/やらなくてはいけないことが山ほどあると思います。是非ご対応のほどよろしく願います。
- ・オーバーツーリズムを促進させるような安易な使い方ではなく、観光業・宿泊業の土台作り、人材確保、災害時の対策等、長期的に継続可能なことに使っていただきたい。

問 14 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください（続き）

○使い道に関する意見⑤[その他：5件]

- ・働く人向けの公共交通機関の補助金やビジョンを持った地域振興、スタートアップ企業への支援など検討頂きたい。
- ・目先の財政不足対策ではなく、将来的なことへの投資を検討いただきたい。民泊規制。従業員が箱根町民になるための居住環境の整備
- ・歩道はあれど歩ける状態にない場所などが多くあります。観光地としてどうでしょうか？箱根は自然を散策することを楽しみにしてくる観光客も多いです。そういったところにも使って頂ければさらに観光客も増えていくと思います。また観光客からしっかりと取って箱根町に住む人や働く人への何らかの形での還元も箱根町に人を増やすことにつながると思います。働く人材不足は深刻です、かといってホテルなどで働く外国人の従業員が増えることへは大きな不安があります。実際に外国人による犯罪も増えていると耳にしております。
- ・在日中国人などのセルフチェックインの民泊が増えすぎて。住所を取得して実際運営をしているとは思えない値段もよく見る。当施設の横にもあるが夜中うるさくてしかなない。オーナーに電話してもつながらない。土地も外資系に買われて、観光客も箱根に住む人、働く人が全て外国人になる。それでいいとは住んでいる住民は思わない。役所で働いている人間も箱根には住んでない。あと、夜うるさい車の集団をどうにかしてほしい、寝れない。箱根には住んでないのに箱根にきて道路を壊す補修に我々の税金が使われている。観光客の運転マナーが悪いので標識を増やしてほしい等住んでいる人にメリットがある宿泊税の使い方をしてほしい。箱根の森にキャンプ場かドッグランを作ってほしい。
- ・説明会に参加しました。アンケートには観光まちづくり推進のための財源との記載があり前向きな具体策のための税と思っていたのですが、説明会では不足する財源を補うためとの説明で正直驚きました。

問 14 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください（続き）

○制度内容に関する意見[特別徴収義務者の負担軽減：7件、外国人との差別化：5件、税額設定の考え方等：3件、その他：2件]  
(特別徴収義務者の負担軽減)

- ・事業者の負担軽減策もしっかりと考えていただきたい。
- ・各施設での導入経費について、施設だけに負担させるのではなく補助金等の手当も必要かと思えます。宿泊税収入の前倒し経費としての考え方で補助金等の支出を計画し、全体的かつ長期的視野をもって総合取組をしたらいかがでしょうか。
- ・人手不足が問題とされる中で、施設側の負担が増えるため、導入施設への充分な還元、補助金なども併せて考えてほしい。
- ・徴収者は負担やクレームを直接受けなければならない。徴収者に対して5%~10%の還付金を出すことによって、町への貢献度が増すと思う（これ以下ではだめだと思う）。
- ・カード手数料やOTAへの手数料計算に宿泊税も加算されること、徴収事務負担（説明も含む）も考慮して宿泊施設への補助等も検討してください。
- ・レジシステム等の改修について補助金を交付してもらいたい。
- ・レジシステムの改修が必要な場合は補助の検討をしていただきたい。

(外国人との差別化)

- ・国外からの観光客には多く徴収するようにしてほしい。
- ・先にも書いたように、これだけ外国からのお客様が増えているのであれば、グローバルスタンダードとして、国内だけでなく外国の観光都市が宿泊税(リゾートフィー)をいくらに設定していて、どのように徴収しているかについても検討する必要があると思います。また、海外の観光施設では国内のお客様と外国からのお客様で代金を変えてるところも多いです(普段からその国に税金を納めている人が安く利用できるのは理由として問題ないかと)。宿泊税もそのパターンの検討がなされていないのは甚だ疑問です。外国人からはパスポートコピーをもらう必要がある宿泊施設として、外国人かどうかで宿泊税を区別するのは難しくないとします。
- ・チェックイン時にパスポートの確認済みなので、インバウンドのみ徴収や増額でもいいのではないかとマナーの悪い人間は町を汚しているのでたくさん取るべき。
- ・円安の日本、特に外国人からはたくさん取っても問題ないと思います。
- ・宿泊税は外国人と日本人と金額を別にしてほしい(外国人は高く)。

(税額設定の考え方等)

- ・公平性の観点から、全施設から必ず徴収して欲しい。人数のごまかしや、滞納する所には厳しい罰則を科してほしい。そのためには一律の方が良いと思う。
- ・1人あたりの宿泊費でテーブルを設けて導入いただくと、当施設のような低い客単価で営業しているところは助かります。1人あたり8000円程度の当施設ではリネンやアメニティの値上がりもあるため、1人300円でも大きな負担になります。
- ・段階的定額制とする場合、繁忙期と閑散期の対応をどうするか検討してほしい。

## 問 14 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください（続き）

### （その他）

- ・ 当方の施設は主に社用の商談用で、宿泊費も会社が負担する場合があります。会社は固定資産税等も負担しており、2重の負担となるため、観光等で個人が宿泊される方とは別に考えていただいても良いのでは無いかと思いました。具体的にはこのような施設は宿泊費が安価に設定されているので、宿泊料金が一定金額に満たない場合（長野は4,000円のような感じです。）は免除としていただくこともご検討いただきたくお願いします。
- ・ 入湯税について、一部の施行地では、会員権付宿泊施設について無料としているところもあるが、入湯税・宿泊税についての無料化は、固定資産税の応分負担があるにせよ多額な町税の損失につながる。町民外で施設を利用して宿泊料金・ルームチャージ等を運営管理者に請求されて支払う場合には宿泊者とみなし課税する様な、そこまで踏み込んだ法規制が必要ではないでしょうか。当町で増え続けている会員制施設の対応にみなし規定で対応するなり、潤滑な収税の確保と当町の好ましい維持、災害等に強い箱根の構築に向けて、新制度での対応を求めます。宿泊者の支援は平等に行われるはずである。スムーズに行う財政的基盤を是非創っていただきたい。

### ○入湯税との関係[9件]

- ・ 入湯税の金額変更で対応してほしい。 ・ 宿泊税と入湯税と分けずに一緒に徴収し、町で振り分けて欲しい。
- ・ 徴収が必要であれば、入湯税合算させた宿泊税にしてほしいです。インバウンドのお客様への説明が税金の種類が2つもあると煩雑になります。
- ・ 宿泊税に関しては賛成の意向ではあるが、すでに行っている入湯税にプラスしてでは煩雑になる。現在も入湯税に対して理解できない外国人も多く、さらに重複して宿泊税ではなく宿泊税・入湯税を合算し内訳の中で分割して頂ければ、システム改修費用も抑える事が出来かつ業務の煩雑さも解消されるのでは。
- ・ 入湯税の使い途 温泉維持等が薄れ ほぼ宿泊税の使い途同じになるので 入湯税を廃止した上で宿泊税に一本化しては。
- ・ 町のウェブサイトに記載されている入湯税の目的が、環境衛生施設の整備、消防施設の整備などが含まれているため宿泊税との違いを説明することができません。宿泊税一本に集約することはできないのでしょうか？
- ・ すでに入湯税を徴収していることに十分配慮してもらいたい。
- ・ 宿泊税と入湯税がダブルで存在することへの利用者からの印象の悪さが箱根へのイメージダウンに繋がる恐れがある。
- ・ 宿泊税に対する宿泊客の理解、協力を得るため、税の目的、用途については、入湯税との重複を避ける等、充分に検討を重ねられたい。必要があれば入湯税を再設計することも検討されたい。宿泊税と入湯税の使い道が非常に似ていて、二つの税金に対してどのように区別するかが一番重要になってくると予想される。そもそも箱根町で温泉を利用してない施設が現在何軒あるかが不明であるが、少ないようであれば、宿泊税は廃止して、入湯税の課税額を上げるように進めること望む。宿泊税を導入しても矛盾があるので、元から温泉を利用してない施設は、課税対象外は矛盾なのであきらめる。システム導入費などの経費、宿泊プランの内容変更、宿泊税の説明などの事務、接遇の簡略化にも繋がるかと予想する。

## 問 14 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください（続き）

### ○幅広い観光客から負担を求める方策[9件]

- ・ 旅行者から税金を徴収する役目を宿泊事業者だけが担う制度というのは、なんとなく不公平感があります。旅行者が落とすお金で生計を立てている他の事業者についても税徴収の役目を担っていただきたいと思います。
- ・ 箱根町は日帰り客も多く来られる観光地です。今回の宿泊税の取組を観光客ファーストの使い道として考えた際、全業種から徴収する観光税としての枠組みは検討されておりますか。
- ・ なぜ宿泊業のみが、特別の税を徴収しなければいけないのか、お土産屋さん、レストランなどのもおもしろい。
- ・ 宿泊税と言う名前ではなく、新しい名前にした方がよいのでは(箱根オリジナルの名前)。宿泊者のみからの徴収ではなく、日帰り観光客からも徴収希望。
- ・ 宿泊施設・温泉施設からの徴収ではなく「観光税」のようなものでもいいのではないかと。例えば大涌谷なんて最も徴収しやすいと思う。
- ・ 先日、ユーラシア大陸を1周し、様々な観光地を見てきましたが、宿泊税に加えて観光資源の入場料をもっと積極的に取るべきだと感じました。例えば、トルコの地下宮殿は円安の影響もあり、入場料5000円以上でしたが、長蛇の列。ビジター価格と、国内客は明確に金額に差が。わざわざ遠くまで来て、見ないで帰るわけにはいきません。例えば大涌谷、合意形成、法整備、課題は多そうです。
- ・ 人件費や物価の高騰が続くことにより、町の目論む支出が増加するとともに国内の観光需要が低下する可能性があることも考慮の上、変化対応型の「観光まちづくり」経営や長期的な視座からの宿泊税の制度設定、並びに、観光業全体に広く負担を求める新制度（「税」に囚われず、「協力金」等も含む）についても検討されたい。
- ・ 救急車の使用時、町民以外の他の地区在住者には使用料を課せてほしい。くだらないことで（飲み過ぎ等）直ぐに呼ぶ。
- ・ 安易に取れる所から取るのではなく、もっと公平な税負担を考えていただきたい。

### ○使い道や必要性等の説明[6件]

- ・ 使徒をはっきりとさせ、お客様に明確な説明ができる形で導入していただきたい。
- ・ 使用用途を明確に。
- ・ まず使い道を明確にすること。
- ・ システム改修等の時間が必要なので、余裕をもってアナウンスしてほしい（半年前とか）。
- ・ 事務作業や宿泊客への説明があまり増えないように制度設計してほしいです。
- ・ 税額が大方決まっている段階でのこのアンケートは遅すぎるのでは。「意見聞きました。」の後付け。収納代理施設が納得する使い道等の丁寧な説明必要。宿泊税と入湯税がダブルで存在することへの利用者からの印象の悪さが箱根へのイメージダウンに繋がる恐れがある。

問 14 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください（続き）

○税負担の軽減[ 2 件]

- ・単純に増税になりますので、他の税金から控除できるといいです。法人税、地方税などから翌年にでも控除可能金額として定めていただければ。
- ・ふるさと納税など弊館や他ホテルさんは貢献しているはずで、税収不足を宿泊施設だけに背をわせるのはいかかだと思います。また、これを導入した代わりに固定資産税の超過徴収を廃止するなどの実現をしていただきたい。

○その他[ 6 件]

- ・東京都でホテル業に従事していましたが、宿泊税が納税しているお客様に恩恵があると思えたことは一度もないです。ただ箱根の宿泊施設の競争力を下げるだけになるかと思えます。
- ・短期来訪者に納税を依頼することは、価値あるものに入場料の支払いを求めることと同じで、来訪者は払った分の対価としての価値を必ず求めます、条例制定後の箱根全体のイメージダウンに繋がらないようご注意ください。また今回の宿泊税については町独自の税ですのでこれをチャンスと捉え、消滅する町からの脱却を計れるよう期待しています。
- ・熱海市の施設でも宿泊税導入を経験しましたが、宿的にはクレームなど無くスムーズに導入できました。
- ・バスの遅延が酷い。
- ・人手不足
- ・特にございません。

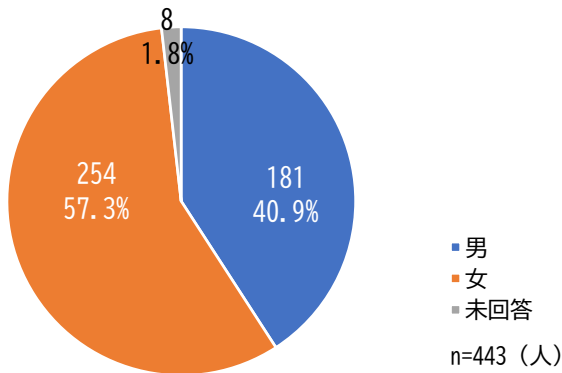
## 宿泊税に関するアンケート調査（観光客向け）の集計結果について

### 1 調査概要

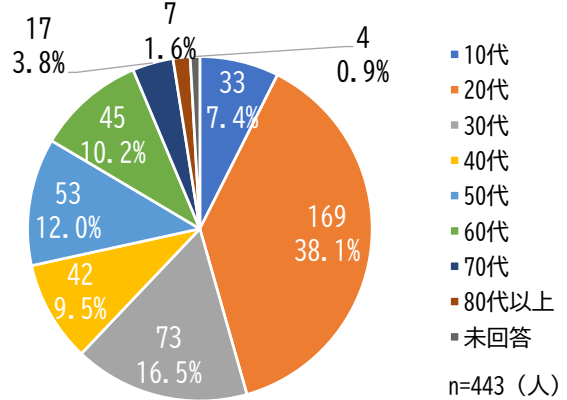
対象	箱根町に訪れる観光客
目的	宿泊税の制度内容の検討に関する意見や基礎情報を把握するため
調査方法（調査日）	対面聞き取り調査（令和7年12月6日（土）、12月10日（水））
回答数	443件
主な質問項目	[基礎情報] 性別、年代、居住地、来訪回数、滞在期間、宿泊料金・宿泊プラン、 [制度内容等] 宿泊税の認知度や支払い経験、支払い可能額、望ましい使い道

### 2 観光客向けアンケート集計結果

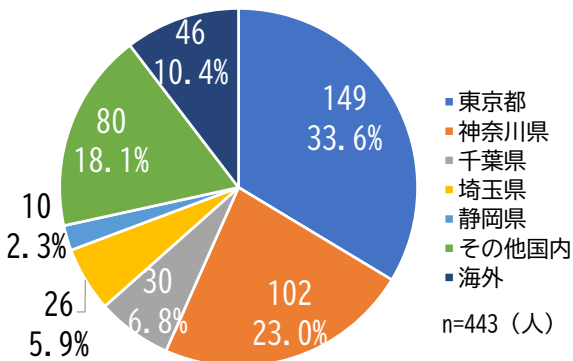
問1 性別を教えてください



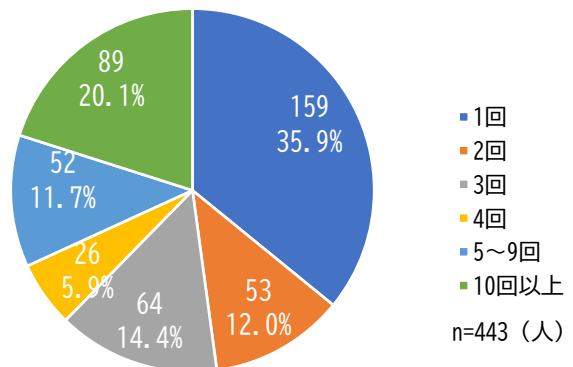
問2 年代を教えてください



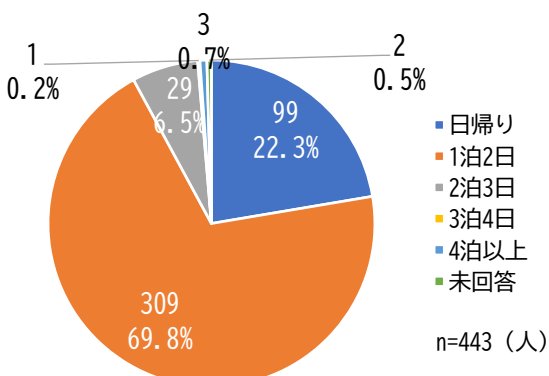
問3 居住地を教えてください



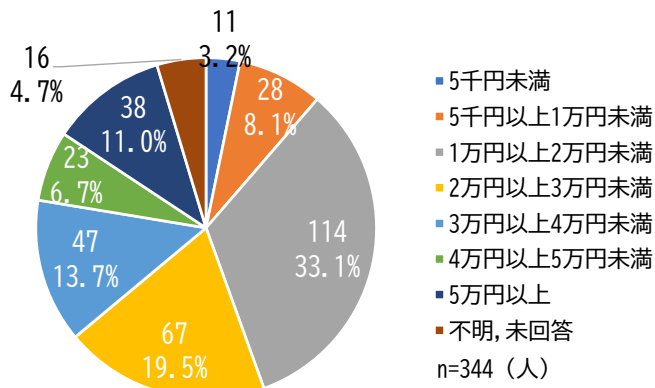
問4 これまで箱根には何回訪れていますか（日帰り含む）



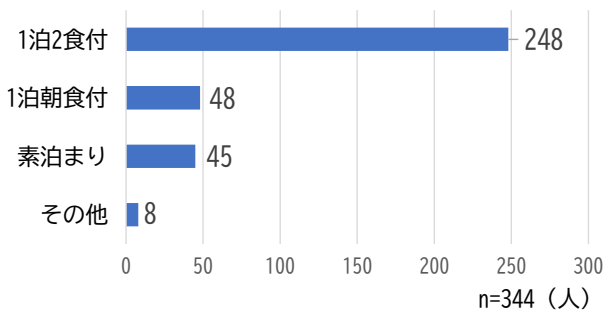
問5 今回の箱根町の滞在期間を教えてください



問6 今回の箱根町での1人1泊あたりの宿泊費を教えてください ※宿泊費には食事代等も含む。



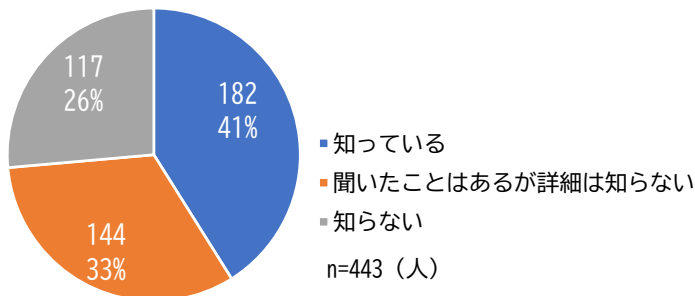
問7 今回の箱根町での宿泊プランを教えてください (複数回答可)



○「その他」の内容  
 ・1泊夕食付 ・2泊朝食付 ・社員旅行  
 ・オールインクルーシブ  
 ・空欄 [4件]

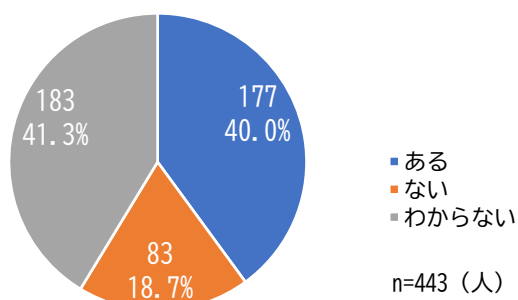
○宿泊プランは、「1泊2食付」が圧倒的に多い結果となった。

問8 宿泊税について知っていますか



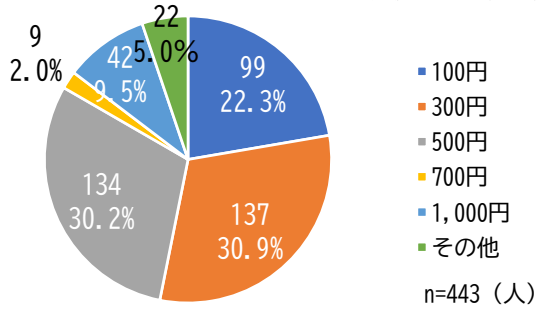
○宿泊税の認知度は、「知っている」が約4割、「聞いたことはあるが詳細は知らない」、「知らない」がそれぞれ約3割となった。

問9 これまでに宿泊税を支払ったことがありますか



○支払経験は、「ある」、「わからない」が約4割、「ない」が約2割となった。

問 10 支払っても良いと思える1泊あたりの宿泊税の上限額を教えてください



○「その他」の内容

- ・0円 [12件]
- ・外国人と差別化 [2件]
- ・1,000円以上 ・宿泊料の10%
- ・累進課税 ・宿泊代に応じて
- ・日本人は数百円で外国人は割高 ・中国人10万円

クロス集計 (宿泊料金/宿泊税の上限)

宿泊料金区分/宿泊税の上限	100円	300円	500円	700円	1,000円	その他	計
5千円未満	5 1.1%	3 0.7%	3 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 2.5%
5千円以上1万円未満	7 1.6%	13 2.9%	4 0.9%	0 0.0%	3 0.7%	1 0.2%	28 6.3%
1万円以上2万円未満	23 5.2%	34 7.7%	36 8.1%	3 0.7%	10 2.3%	8 1.8%	114 25.7%
2万円以上3万円未満	21 4.7%	21 4.7%	16 3.6%	2 0.5%	6 1.4%	1 0.2%	67 15.1%
3万円以上4万円未満	10 2.3%	14 3.2%	13 2.9%	0 0.0%	8 1.8%	2 0.5%	47 10.6%
4万円以上5万円未満	1 0.2%	6 1.4%	14 3.2%	0 0.0%	2 0.5%	0 0.0%	23 5.2%
5万円以上	7 1.6%	10 2.3%	11 2.5%	3 0.7%	6 1.4%	1 0.2%	38 8.6%
不明、未回答	2 0.5%	9 2.0%	4 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	16 3.6%
日帰り	23 5.2%	27 6.1%	33 7.4%	1 0.2%	7 1.6%	8 1.8%	99 22.3%
計	99 22.3%	137 30.9%	134 30.2%	9 2.0%	42 9.5%	22 5.0%	443 100.0%

※問6 (今回の箱根町での1人1泊あたりの宿泊料金(食事代等も含む))と上記の宿泊税の上限とをクロス集計したもの

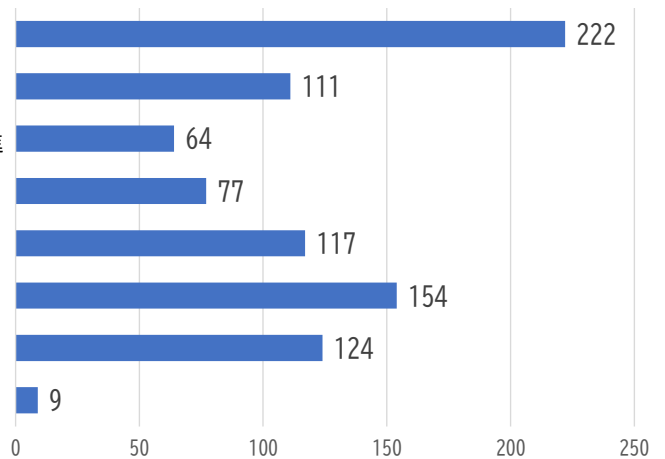
※宿泊料金区分毎に、回答件数が最多の箇所を赤、2番目に多い箇所を青色色付け

- 宿泊税の上限は、「300円」、「500円」の順に多く、それぞれ約3割となった。
- 宿泊料金とのクロス集計では、宿泊料金区分にかかわらず「300円」、「500円」の回答件数が多い結果となった。

問 11 宿泊税の使い道として望ましいものを選んでください (複数回答可)

① 観光振興に関する使い道

- 観光コンテンツの磨き上げ・創出や伝統文化・箱根寄木細工の振興等、観光資源の魅力向上
- 多言語化やバリアフリー等、誰もが快適に観光できる受入体制の構築
- 国内外への効果的なプロモーション等、観光戦略に基づく誘客促進
- 地域観光産業団体との連携強化や各地域の観光イベント支援
- 働きやすい環境づくりを通じた多様な人材の確保・定着
- 自然災害等における迅速な復旧・復興支援のための基金創設
- 観光振興に係る事務事業であれば、何に使っても構わない



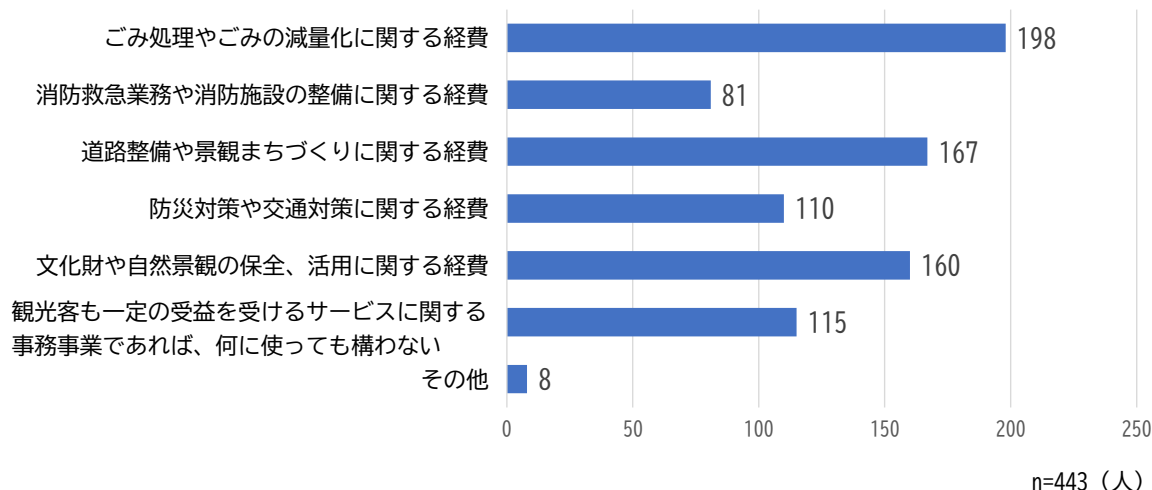
n=443 (人)

○「その他」の内容

- ・移動や観光のしやすさ ・バスの便数 ・観光設備 ・環境整備 (清掃など) ・ホテルの衛生管理・維持費
- ・宿泊税に反対 ・空欄 [3件]

- 「観光資源の魅力向上」が最も多く、次いで「自然災害等の復旧・復興支援のための基金創設」が多い結果となった。
- 「観光振興に係る事務事業であれば、何に使っても構わない」という回答も約3割あった。

② 観光客も一定の受益を受けるサービスに関する使い道



○「その他」の内容  
 ・バスの本数を増やしてほしい ・宿泊税に反対 ・空欄 [6件]

○「ごみ処理やごみの減量化」が最も多く、次いで「道路整備や景観まちづくり」、「文化財や自然景観の保全、活用」が多い結果となった。  
 ○「観光客も一定の受益を受けるサービスに関する事務事業であれば、何に使っても構わない」という回答も約3割あった。

問 12 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください [22件]

○賛否等に関する意見 [賛成・導入は妥当：4件、特段抵抗感はない：2件、仕方ない：1件、反対：2件]

- ・賛成
- ・観光客が多いために、多くのコストがかかっているのであればそれを観光客から賄うのは良いことだと思う。どんどん進めていってほしい。
- ・観光地が観光客のためのお金を観光客から徴収するのは妥当だと思うので是非うまくシステムを組んで運営してより良い観光地になるようにしてほしいと思います。
- ・宿泊税は賛成です。 タトゥーや刺青に寛容になるべき。 海外からのお客様も多いし、今の時代タトゥー=反社とはなりません。
- ・他自治体も導入しているので、特に抵抗感はないです。 ・多額の額を取られるのであれば問題ありません。
- ・仕方ない。
- ・なるべく安く泊まりたいです。
- ・ゆるさない。

○使い道に関する意見[4件]

- ・箱根の景観維持や観光名所のためなら導入しても良いと思う！
- ・人気観光地を維持するための安定した税収になればよいと思う。
- ・観光地の環境を維持するためには必要なことだと思う。インバウンド問題もあったり、もっと日本人々に足を運んでもらうためにも、ちゃんと使ってください。

○制度内容に関する意見 [税額設定の考え方：1件、外国人との差別化：4件]

- ・定率より定額がいい。
- ・日本人以外を対象に。 ・外国人から多くとってほしい。 ・海外から来ている観光客には倍ぐらい取ってもいいと思います ・海外の人は高くしてもいいと思います。

○その他の意見[4件]

- ・がんばれ。
- ・駐車場がなくて困りました。
- ・以前インフルエンザでキャンセル料を100%払ったのですが宿泊税も取られました。 泊まってないのに宿泊税を取るのはいかがかと思います。
- ・特に意見はない。

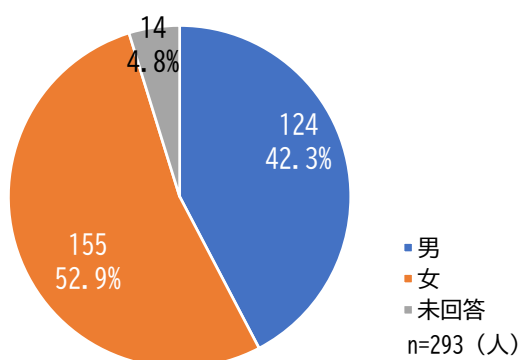
## 宿泊税に関するアンケート調査（町民向け）の集計結果について

### 1 調査概要

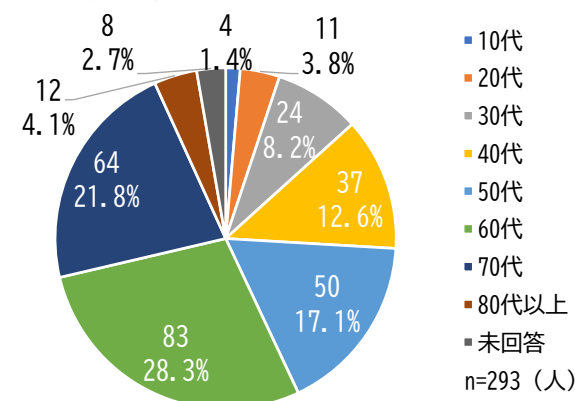
対象	町民
目的	宿泊税の使い道等に関する意見や基礎情報を把握するため
調査方法（調査期間）	LINE アンケート機能によるアンケート（令和7年11月25日～12月31日）
回答数	293件／2,304件※（回答率12.7%） ※町公式LINEの友達登録者のうち町内居住者
主な質問項目	[基礎情報] 性別、年代、居住地 [制度内容等] 宿泊税の認知度、望ましい使い道、観光客の多さによって感じる暮らしへの影響等

### 2 町民向けアンケート集計結果

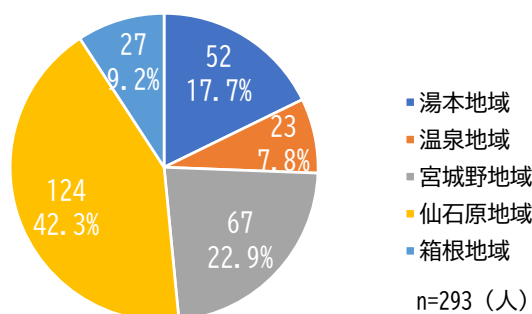
問1 性別を教えてください



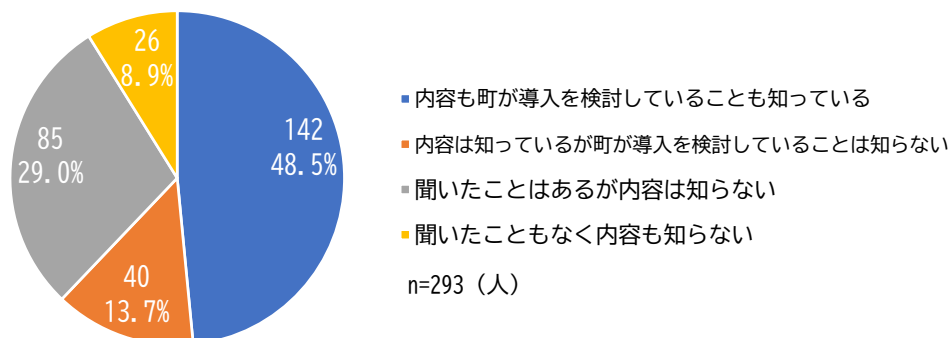
問2 年代を教えてください



問3 居住地を教えてください



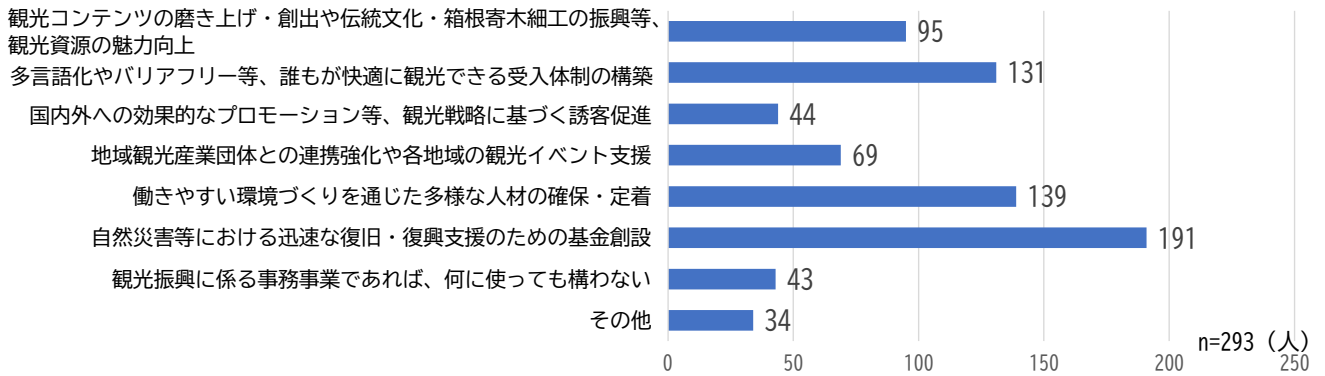
問4 宿泊税の内容や、箱根町が導入を検討していることを知っていますか



○宿泊税の認知度は、「内容も町が導入を検討していることも知っている」が最も多く、約5割となった。  
○その一方で、「聞いたことはあるが内容は知らない」が約3割、「聞いたこともなく内容も知らない」が約1割となった。

問5 宿泊税の使い道として望ましいものを選んでください（複数回答可）

① 観光振興に関する使い道

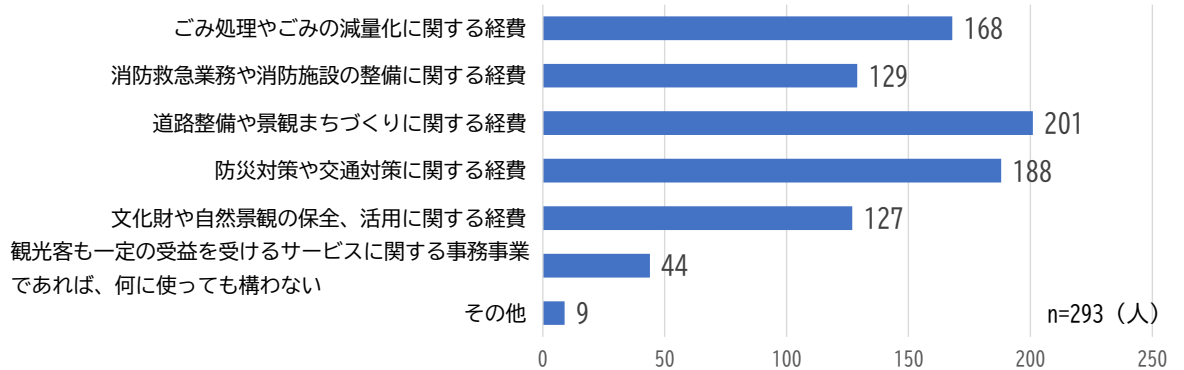


○「その他」の内容 ※

- ・渋滞対策、道路等の整備や地域公共交通の充実 [14件]  
※道路渋滞対策[7件]、車道や歩道などのインフラ整備[4件]、地域公共交通機関への投資[2件]、交通手段の確保
- ・町民向け行政サービス[6件]  
※町民のために使ってほしい[4件]、子供たちに使ってほしい、地域の方々が生活しにくくならないように環境改善や補助をしてほしい
- ・自然環境保護等[4件]  
※観光地域の美化清掃と自然環境保護、ゴミの処理・赤字を無くすなど、ゴミ箱の設置と回収、ゴミ・消防・救急・水道など
- ・その他[10件]  
※トイレの設置、道の駅みたいな観光施設があったら良さそう、箱根の土地を外国人から守ってください、宿泊税に反対、空欄[6件]

- 「自然災害等の復旧・復興支援のための基金創設」が最も多く、次いで「多様な人材の確保・定着」や「誰もが快適に観光できる受入体制の構築」が多い結果となった。
- 「観光戦略に基づく誘客促進」や「観光振興に係る事務事業であれば、何に使っても構わない」は約1割にとどまった。

② 観光客も一定の受益を受けるサービスに関する使い道

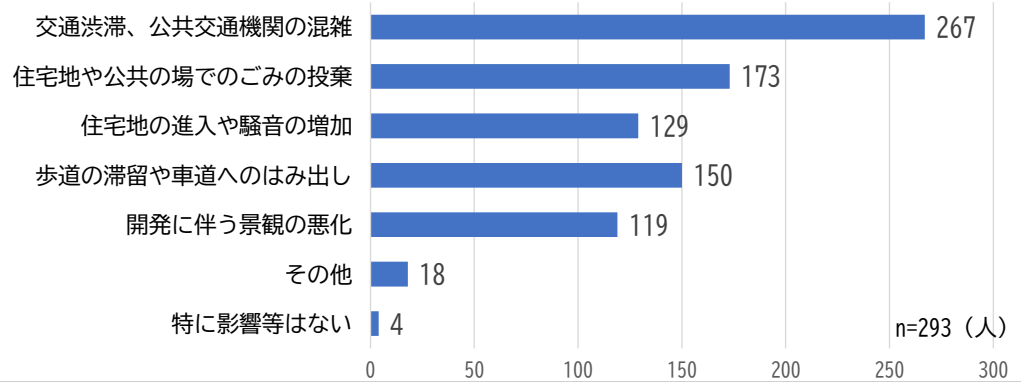


○「その他」の内容

- ・オーバーツーリズム対策に惜しみなく使ってほしい
- ・交通網の強化 ・道路整備と共に混雑解消及び路線バスの増加や路線の増設御殿場方面や南足柄林道線等
- ・観光客に対する受益も大事だが地域に暮らす者達が公共機関に対しては非常に不便を強いられている現状を知るべき
- ・地域の方々が喜ぶ援助 ロイヤリティが必要だと思います ・住民のために使ってほしい
- ・箱根町の全ての支出
- ・空欄 [2件]

- 「道路整備や景観まちづくり」が最も多く、次いで「防災対策や交通対策」、「ごみ処理やごみの減量化」が多い結果となった。
- 「観光客も一定の受益を受けるサービスに関する事務事業であれば、何に使っても構わない」という回答は約1割にとどまった。

問6 観光客の多さによって感じる暮らしへの影響や困っていること、今後心配なことについて教えてください（複数回答可）



○「その他」の内容

- ・公共交通機関等[5件]
  - ・バス内への大型荷物の持ち込み等による怪我の懸念や住民の乗車拒否[3件]
  - ・細い道にもナビで入って来るため、観光客が通る道路と生活道路を部分的にでも分けられないか? ・湯本駅付近の路上駐車問題
- ・ルール、マナー[4件]
  - ・日本文化に対するマナーの欠如[3件] ・私有地の通り抜け（インパウンドの民泊等利用者による）
- ・その他[9件]
  - ・救急の増加 ・飲食店などの価格の高騰 ・観光地費用を同じく住民に払わさないでほしい。住宅が民泊になり住む人が減っている。安全が脅かされてる。
  - ・コンビニなどの食料買い占め ・公共のトイレの不足 ・異国の人たちを受け入れる心, 大事! ・住んでる身としては最悪 ・空欄[2件]

- 最も多い「交通渋滞、公共交通機関の混雑」は、約9割が影響を感じたり、懸念をもっていると回答した。
- 次いで「住宅地や公共の場でのごみの投棄」や「歩道の滞留や車道へのはみ出し」が多い結果となった。

問7 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください [126件]

○賛否等に関する意見 [賛成・導入は妥当: 21件、やむをえない: 1件、反対: 2件、その他: 2件]

- ・賛成・導入すべき。[9件] ・早急に導入を目指すべき。[8件] ・受益者負担の観点から導入には賛成[4件]
- ・魅力的な町づくりをするためにはやむを得ない。 ・反対 ・日帰り客が増えるのであれば反対
- ・やっていけるのか心配 ・財政的に必要だから、苦肉の策だろうが、宿泊施設には恩恵があるのかどうか納得いくのか心配です。

○使い道に関する意見①[渋滞対策、地域公共交通の充実: 15件]

(渋滞対策)

- ・現在の交通渋滞は本当に仕事に差し支えます。観光も大事ですが、観光以外の仕事の人でも疲弊してしまいます。交通渋滞の緩和を望みます。風祭から湯本の自宅まで帰るのに1時間かかります。このまま住んでいることに不安も感じます。
- ・湯本の歩道渋滞は観光客が利用するバスへの直接影響につながり高架やエレベータなどをもう1本設けるなど対策検討を希望します。
- ・湯本の交通渋滞解消策の一案として横断歩道をなくし、歩道橋の設置を要望する。
- ・国道1号線の渋滞対策をしない限り、箱根はとて住みにくく、どんどん人口が減少すると思う。とりえず湯本商店街の2つの横断歩道を無くして歩道橋をかけるべき。
- ・湯本の横断歩道は深刻な交通渋滞を引き起こしています。これを改善するために、創造的なアプローチを検討してほしいと思います。
- ・湯本渋滞に対して横断歩道にガードマンを配置する。
- ・公共バスの渋滞緩和のためのバス停の整備を早急にしてほしい。
- ・基本的には賛成である。公共交通機関を含む道路交通の混雑緩和を住民のためにも改善して欲しいです。
- ・交通渋滞の解消、住民のバス代補助に使ってほしい。

(地域公共交通の充実)

- ・1、交通手段（バス、電車）の増便 2、地元民への配慮 3、キャリアバッグの運賃を取ってほしい。
- ・賛成ではある。また、地域住民の移動にも支障を来している。宿泊税の導入とともに地域住民専用の乗り物を考えてほしい。
- ・町民のため交通手段確保、路線バスの無償化をする。
- ・オーバーツーリズム対策にしっかりお金を割いて欲しい。特に交通事情に関しては困っている人がたくさんいる。

(道路等の整備)

- ・擁壁や道路も年々老朽化し、倒木もあるなど不安が募ります。この地域は車社会なので、交通インフラが安定する使い道をお願いしたいです。
- ・特に道路環境や、遊歩道の環境整備に使って欲しい。箱根の自然を感じられるのは素晴らしいが、整備されていない箇所が多々あると思う！よろしくお願ひします。

問7 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください(続き)

○使い道に関する意見②[住民サービスの向上：11件]

(住民サービス全般)

- ・町民ファースト[2件]
- ・町民が生活しやすい町にする為に使って欲しい。
- ・住民の困りごとが改善するために使うことを希望します。
- ・観光客ばかりではなく住民が理不尽な暮らしを強いられる事の無いように配慮してほしい！住民が逃げ出して行くような町であれば本末転倒

(交通費の補助等)

- ・例えば バス代や飲食代美術館のチケット代など観光客と町民を区別してほしい。
- ・住人の交通費補助にあって欲しい。
- ・地域住民の足である公共交通機関は 割引チケットはありますが、地域住民への受益還元でもっと割引率をあげてほしい。観光客の多さは論外です。この人達と同乗した時は筆舌に尽くし難い辛さを味わいます。観光客の受益も必要ですが、地域住民の困難な現状も加味して受益還元してほしい。
- ・宿泊税の用途は別として、地域住民にとってはバス代が高く、日常の移動が大きな負担になっています。観光客向けでなくても、地域に暮らす人が生活しやすくなるよう、交通費(特にバス代)の値下げを希望します。宿泊税でゴミ処理などを賄えるなら、他の財源を住民の移動支援に充ててほしいです。

(その他)

- ・町民を活かす、特に若い人達を、これ以上他所に行かなくても箱根町に定住し仕事をしてもらい、定年しているお年寄りも生きがいが持てる予算組みをしてもらいたい。
- ・町の発展は観光の収入源であることは間違いないですが、やはり国であろうと、町であろうと、会社であろうと、第一はそこに働き住んでいる住民たちの暮らしだと思えます。地域住民や会社、店があつて観光客たちも来てくれる。都市、ホテル開発で受け入れる余裕は増えそうでも、せっかくの静など景観がこれ以上損なわれないよう、また今よりもバリアフリーやサステイナブルな町、地域になれるための税金の使い方をしたいです。

○使い道に関する意見③[町民・観光客にとって有効な活用：5件]

- ・有意義な使い方を望む。[2件]
- ・宿泊客にも住民にも有効となる施策にあってほしい。
- ・透明で効果的な運用をお願いします。
- ・観光客と住民にとって何より大事なことは安全に心地よく過ごせる環境だと思う。歩道の確保や荒地の整備は災害時にも大切なことだが進んでいかないように感じてる。有効に正しく使われるように期待してます。

問7 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください(続き)

○使い道に関する意見④[観光振興：5件]

- ・箱根町の生業として、観光抜きには考えられないのは事実であり、他の観光地に先駆けた観光施策を企画し実行して行くことによって、新しいおもてなしを構築して行く。
- ・観光都市を推し進めて観光文化発信都市に変えていってほしいと思っています。
- ・観光地での小さな案内が少なすぎる。一方通行や路上禁煙、ポイ捨て禁止など、特定技能生など宿泊客外の外国人も多く住んでいるのに、生活に関わる案内が少なすぎる。そういった小さな案内を増やしてほしい。
- ・税を課しても、緑・湖・温泉がそれなりに整備されていればお客様は喜ぶと思います。外国人は、とにかく自然豊かなところに感動していると思います。
- ・箱根町は観光地としておごりがあり、町としてアイデアや努力を怠っていると感じている。宿泊税を旅行者が納得できるような有効活用をして欲しい。

○使い道に関する意見⑤[オーバーツーリズム対策：2件]

- ・観光客の増加による影響等の改善にあって欲しい。
- ・地元住民が観光によって困っていることがあれば優先的に対応していただきたい。

○使い道に関する意見⑥[その他：9件]

- ・箱根町の大切な子供たちの為にもお金を使って欲しいです。遊びに行くところが無すぎて困ってます。
- ・学校への登下校の際に観光客の影響を受けるので改善してほしいです。
- ・観光シーズンだけでも、大型のバスの運行を追加してほしい。また、アパートの駐車場で中国人観光客の子どもが石を投げて遊んでいるなど、危険行為も目にする。スーパー等の店員の観光客に対するサービス意識が低く、英語の1単語だけを怒鳴るように繰り返す姿を度々目にし、地元民としても日本人としても恥ずかしい。関連企業を、町が率先して教育してほしいです。
- ・外国の方は歩きながら飲み食いをするのでゴミ箱の設置をお願いしたい。
- ・宿泊税は大変良いが、使い道には十分な配慮が必要と思う。また、従業員が箱根町に住み着くよう、対策を検討して欲しい。
- ・民泊施設への設備投資 周りの住宅のプライバシーの保護など
- ・国道沿いにある廃屋撤去、お年寄りの交通費援助
- ・一般財源化を望みます
- ・良い施策であるが赤字財政の補填で終わるようなことはしてほしくない。

## 問7 宿泊税に関するご意見等があれば、ご記入ください(続き)

### ○制度内容に関する意見 [税額設定の考え方等：10件、外国人との差別化：10件、課税客体等：4件]

#### (税額設定の考え方等)

- ・宿泊税も高額と感じない金額を徴収する。一律100円など民泊施設が多くなっている今日このごろですが、民泊施設でも宿泊税は取るのか?
- ・100~200円くらいに収めたほうが、負担が軽くて良いと思います。(自分が泊まる立場だったらと考えて)
- ・宿泊税の金額は350円くらいが妥当かなと思う。最近民泊が増えているがこれから先まだまだ増えると思うので、宿泊者をしっかり把握して確実に徴収して欲しい。
- ・宿泊費の5%位 ・東京都と同じ3%が良いと思います。
- ・ホテルや旅館をチェックアウトするとき、インヴォイスに、入湯税やら宿泊税やら書かれていたとして、その金額が高いと言って支払い拒否するだろうか?宿泊税は、一律ではなく、宿泊料金の〇%と言うのは面倒なのではないでしょうか?京都での観光税を勘案してみたいか?がどうか。
- ・料金設定が、人数の所もあれば部屋単位の所もあり、部屋単位の場合に人数の把握は困難と思われます。であれば、人数ではなく、料金に対して課税しては?
- ・諸外国と同等で良いかと思えます ・世界標準でお願い ・観光客に起因する歳費を賄うことが可能な累進的な税額設定。定期的な効果の検証、課税額の見直。

#### (外国人との差別化)

- ・インバウンドと差をつけてほしい[4件] ・インバウンドと日本人との料金設定を変えた方が良いと思う、神奈川県民の優遇措置があった方が良いと思う。
- ・国内からの宿泊者と国外からを区別し負担に差をつけられないか検討されたい。 ・外国人からは多めに頂く。日本人と差別する。 ・インバウンドは5,000円
- ・日本人と外国人で差をつけた方がいいと思います。コロナの際外国人は激減しました。そうなると国内の人がメインになります。今後もそういった事があった際にダメージが重たくなると思うので、日本人旅客は安く、外国人には高く設定し、より質のいい旅行にした方がwin-win。
- ・近年、インバウンドにより宿泊費が高騰し、国内観光客が観光できないといった問題があると学校で学びました。素人の意見ではありますが、国内観光客(留学生や永住権を持つ外国人は外国人登録証の提出を義務付ける)と外国人観光客で宿泊税を分けたいか?がどうか。最近の中国問題のこともあり、インバウンドばかりに頼ってしまうのはカントリーリスクがあるため、国内観光客も一定数確保する必要があると考えます。

#### (課税客体等)

- ・民泊は許可しないようにし、許可するのであれば宿泊税は徴収すべき ・民泊施設が多くなっている今日このごろですが、民泊施設でも宿泊税は取るのか?
- ・宿泊税を徴収するのなら、曖昧にせず、全ての施設からきちんと徴収するべきだと思う。納付しているか、していないかをきちんと統一できるならやっても良いと思う。
- ・宿泊税は必要だと思う。民泊が増えてきているのでそこも抜け漏れが無いように徴収していただきたい。また民泊に関しては一人当たりの徴収ではなく1棟に対しての徴収が好ましいと思う。過小申請防止の為。

### ○幅広い観光客から負担を求める方策[8件]

- ・宿泊税ではなく、観光税にした方がよいのではないかと。[2件] ・どう考えても宿泊に限定するのは不自然で、観光に関わる全ての業種を対象とすべきと考えます。
- ・受益者負担の観点から、宿泊客だけでなく、日帰り客もふくめ、箱根町を訪れる方たちを対象に、環境観光税のように広く集められる制度が望ましいと考える。
- ・箱根は日帰りの観光客も多いので、飲食店などでも徴収するべきだと思います。 ・日帰り税もあって良いと思う ・交通機関を利用した料金に上乗せできないか?
- ・ホテルの客室清掃をしています。ゴミ捨てのマナーの悪さに毎日悲鳴をあげています。食べ残し、飲み残しのまま、缶 ペットボトル すべてゴミ箱に捨てる。不要になったスーツケース スニーカーなど大きなゴミも部屋に捨てていく ので、ゴミ処理費用を宿泊料金に上乗せするべきだと思います。

### ○使い道や必要性等の説明[5件]

- ・税の使途の明確な訴求(多言語化含む)により支払う側の納得感向上を目指す。 ・有効活用が理解出来るように説明してほしい。
- ・税収が具体的にどのように活用されているのか町民にも観光客にも明確に具体的にわかるよう提示し続けて欲しいと思います。
- ・使われた結果をクリアに公表し、見直しも適宜やってほしい。
- ・なぜ宿泊税が必要なのか支払い義務のある人が納得のいくようにすると良いと思う。何か得になるような事があれば「払っても仕方ないか」となるのではないかと。

### ○税負担の軽減[5件]

- ・固定資産税の減額[3件] ・住民税を下げられたら嬉しい。
- ・救急要請も宿泊施設が多いと聞きます。町民が支払うのはおかしい。是非、宿泊税を取って下さい。少しは住んでいる町民の税金を安くして下さい。

### ○その他[11件]

- ・箱根町民と箱根町長や箱根町議員などとの話し合いの場を夜開催して下さいますようお願い申し上げます。
- ・観光客が増えれば増えるほど箱根で生活している住民が不便を強いられる。どっちの利便も尊重しようとするあまり住民に負担を強いている。
- ・導入しても箱根市民の税金が安くなるとは思えない。誰も箱根に住まなくなって、土地も外国人に買われて第二の京都になるんだらうな。観光客のことしか考えてないと熱海と同じ道を辿るだけ。
- ・レンタカーが増え自分勝手な運転が危険、迷惑。後ろが渋滞していたら横に寄り後続車を先に行かせるよう周知すべき。雪の際装備のない車は通行させないようにすべき。
- ・レンタカーや観光客の車のマナーが悪過ぎる、極端な低速走行や道路中央で停車等、後続車追いつき時に譲らない等、観光客の運転マナーには非常に不満がある。事故誘発されており住民が迷惑を受けているので早急に改善を求める。
- ・観光の方達は一夜の旅行と言う思いが強いですが、車で車人達等路駐や乱暴な運転、地元民を無視した振る舞い等全ての方達がそうではありませんが施設等の入湯税と同様に景観やご自身が出すゴミ等での税を加算する町のクリーンを全面に出しマナーを自ら守る行為、人通りがあっても緩やかな気持ちで箱根を楽しんで頂きたい。
- ・観光地としてはトイレや公共施設のものが非常に汚く数が少ないような気がします。 ・箱根がチャイナタウン化しているの見直してほしい。 ・特になし[2件]

## 参考6 箱根町における宿泊税の考え方

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院  
伊集守直

### 1. はじめに

箱根町では宿泊税の導入を検討しているが、これまで「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」での議論を中心としながら、そのあり方について検討してきた。現在、町内に所在する宿泊施設への宿泊行為を課税客体、宿泊数を課税標準、宿泊者を納税義務者、1人1泊につき350円（一律定額制）を税率として、宿泊税を導入することを基本的な骨子として位置づけている。以下では、本会議での検討内容も踏まえたうえで、箱根町における宿泊税の考え方について、とくに普通税としての導入を念頭において整理する。

### 2. 箱根町の財政状況と財源確保の必要性

#### (1) 箱根町の財政構造

箱根町は現在、1万人程度の人口でありながら、歳出歳入決算額が120億円を超えており、近隣団体もしくは同程度の人口の団体と比較して、非常に大きな財政規模となっている。その主な要因は、歳出面で見れば、年間2000万人程度の観光客の来訪に対応するために生じる消防救急、ごみ処理、下水道などの分野を中心とする財政需要の大きさにある。

箱根町の財政構造における特徴の1つは、歳入面における地方税収の大きさである。箱根町の税収は固定資産税を中心としつつ、全国1位の税収額をもつ入湯税にも支えられながら、人口1人当たり税収額は近隣団体と比較して非常に大きなものとなっている。

一方で、歳出面では、観光客の来訪に対応するため、消防費、清掃費、下水道費の歳出額が大きく、人口1人当たり歳出額は近隣団体と比較して、非常に大きなものとなっている。また、商工（観光）費についても、2000万人の観光客を受け入れる体制を整備するために多くの費用がかかっている。これらの歳出面における特徴により、全体としてみると人口1万人の団体としては突出した歳出規模となっている。

このように、箱根町は、歳入面では豊かな税収に支えられている一方で、歳出面では地方交付税の算定には反映されない観光客の来訪にともなう財政需要による支出を要するため、結果として、一貫して地方交付税の不交付団体という位置づけにありながらも、厳しい財源不足に直面するという財政構造となっている。

箱根町の決算資料によれば、令和6年度の地方交付税算定における基準財政需要額と歳出決算額における一般財源充当額、およびその差額について、総額における乖離額73.4億円のうち、公債費やその他を除いた分野<sup>1</sup>での乖離額は約34億円となっているが、その過半（約20億円）は消防費、清掃費、商工（観光）費によるものとなっており、観光客の来訪にともなう財政需要の大きさが箱根町の構造的な財源不足の大きな要因となっている。

## (2) 今後の財政収支見通し

箱根町の中長期財政見通し（令和7年時点修正）によれば、令和10年度から14年度にかけて、観光施策の充実に関する所要額を含め、年平均13.2億円の財源不足が見込まれている。

引き続き、一般行政サービスの経費が増加する見込みだが、令和7年度との比較では、下水道費は0.9億円減少する一方で、清掃費で3.9億円、消防費で1.9億円、観光費で3.2億円の増加が見込まれている（いずれも年平均）。

また、観光客対応に関わる分野の歳出増加の見通しと同時に、箱根町においても他団体と同様に、小学校建替えや橋りょう架替えなどの公共インフラにおける建設事業費と公債費の増加（それぞれ6.1億円、3.3億円の増加）や、職員人件費の4.2億円の増加が見込まれており、むしろこれらの支出が、今後の歳出圧力として大きくなることが考えられる。

そのため、箱根町における公共施設の維持更新や人件費にかかる歳出の増加に対応していくためには、前節で示した町の構造的な財政問題の要因である観光客の来訪にともなう財政需要を満たす収入を安定的に確保していくことが重要な課題として位置づけられる。

## (3) これまでの取組みと宿泊税導入の関係

不交付団体でありながら、構造的な財源不足の課題を抱えるという特徴をもつ箱根町においては、これまでも他団体と同様に、歳出削減を中心とする行財政改革の取組みが進められてきた。平成27年度には、それまでの「行財政改革大綱」や「箱根町財政健全化プラン」を引き継ぎながら「箱根町行財政改革アクションプラン」を策定・実施し、現在では「第2期行財政改革アクションプラン」の実施に取り組んでいるところである。

---

<sup>1</sup> 消防費、清掃費、下水道費、商工行政費、民生費、保健衛生費、農業行政費・林野水産行政費、道路橋りょう費・都市計画費・公園費・その他土木費、小・中学校費・高等学校費・その他教育費から算出している。

しかしながら、歳出削減を中心とする取り組みだけでは構造的な財政課題に対応しきれないという状況から、平成 28 年度から固定資産税の超過課税として、0.18%を上乗せした税率 1.58%での課税を実施し、現在まで継続している。ただし、この超過課税による税収額は年間約 5 億円となるが、本節 (1) で示した乖離額を埋めるには必ずしも十分な税収額とはなっておらず、(2) で示した今後の歳出増加の見通しも踏まえて、改めて構造的な財源不足に対応するための財源確保の必要性に迫られている状況にある。

固定資産税の超過課税の実施にあたっては、観光客対応に起因する構造的な財政課題を背景としながら、町外の事業者や個人等の納税義務者数および固定資産税額がそれぞれ全体の 4 分の 3 程度を占めるという箱根町の固定資産税の特徴を踏まえたうえで、町民、町内外の事業者、町外の別荘所有者等に対して幅広く負担を求めることを狙いとしている。したがって、現在の財源不足を解消する手段としては、固定資産税の超過税率をさらに引き上げることが重要な選択肢として挙げられる。一方で、超過課税実施の際に事業者等から理解を得られた理由の 1 つとして、他団体における都市計画税の負担分との均衡があるため、固定資産税の超過税率をさらに引き上げるとは、現実的かつ重要な選択肢であるものの、慎重な検討を要する事項と言える。

以上のような、箱根町特有の財政構造や今後の財政見通し、これまでの取り組みの経緯を踏まえたうえで、構造的な財源不足の解消を図るために、観光客に負担を求めることを目的とした宿泊税の導入を位置づけることができる。

### 3. 宿泊税の制度設計

#### (1) 課税客体としての宿泊行為

前述の通り、箱根町では、観光客の来訪にともなう財政需要に対応するために、観光客に対して負担を求めるという考え方を採用しているが、他団体、とくに島しょ部において導入されている「観光協力税」や「訪問税」のように、入域税という方法で観光客を捕捉することは、地理的な条件から困難である。そのため、その代替的な方法として、宿泊行為を課税客体とする宿泊税を採用することが現実的な手段として位置づけられる。なお、年間 2000 万人の観光客のうち、宿泊客数は 400 万人程度ではあるものの、滞在日数・時間は日帰り客よりも多く、観光消費額において宿泊客が占める割合は 5 割以上である状況からも、箱根町での滞在において一般行政サービスを受ける観光客の捕捉方法として宿泊客を位置づけることは一定の合理性をもつものと言える<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup> 「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」における検討においては、宿泊税が導入された場合であっても、より多くの観光客に負担を求める方法を継続的に検討していくべきだという意見が提出されている。

## (2) 法定外普通税としての導入

箱根町では、宿泊税を法定外普通税として導入することが妥当であると考えられる。その主な理由は、すでに示したように、観光客が受ける行政サービスが観光振興の取組みによるものにとどまらず、救急消防、ごみ処理、下水道などを中心として、行政サービスの対象として町民と区別することができない一般行政サービスに及んでいることにある。

下表の通り、すでに法定外目的税として宿泊税を導入している団体では、宿泊税収が税収総額や歳入総額に占める割合は限定的であり、税収の使途は観光振興策に限定されている。北海道の2町1村（見込額を含む）のように、小規模団体では宿泊税収が税収総額に占める割合が10%を超えているが、これらの団体はいずれも地方交付税の交付団体であり、歳入総額に占める宿泊税収の割合はやはり限定的である。

それに対して、箱根町の場合は不交付団体であることから、予定している税率（1人1泊につき350円）は他団体よりも高いものではないものの、税収総額および歳入総額に占める割合は大きなものとなると見込まれる。これはすでに説明した町民と区別できない一般行政サービスにおいて生じている大きな財政需要を賄う必要があるためであり、税収の使途を観光振興策に限定しないことから普通税として導入する必要がある。

		宿泊税収が税収額/歳入額に占める割合			単位：百万円	
		A	B	A/B	C	A/C
		R5宿泊税収決算額	R5税収決算額	割合 (%)	R5歳入決算額	割合 (%)
北海道	倶知安町	444	4,231	10.5	17,622	2.5
石川県	金沢市	1,036	84,969	1.2	210,171	0.5
京都府	京都市	5,199	320,060	1.6	966,939	0.5
福岡県	北九州市	384	181,082	0.2	617,807	0.1
福岡県	福岡市	2,816	369,937	0.8	1,123,213	0.3
長崎県	長崎市	297	55,356	0.5	239,245	0.1
平年度見込額						
北海道	ニセコ町	162	1,038	15.6	5,720	2.8
北海道	赤井川村	42	345	12.2	2,814	1.5
愛知県	常滑市	200	12,490	1.6	28,876	0.7
静岡県	熱海市	600	10,159	5.9	24,210	2.5
神奈川県	箱根町	1,330	6,366	20.9	12,670	10.5

出所：総務省決算カードおよび総務省資料「法定外税の実施状況（令和6年度）」より作成。

### (3) 税率設定の考え方

箱根町では、宿泊数を課税標準、1人1泊につき350円（一律定額制）を税率とすることを検討しているが、上記の通り、観光客が町に滞在する際に一般行政サービスから受ける利益への対応にあたり、法定外普通税として宿泊税の負担を求める場合は、応益課税という性格を有すると位置づけられる。

市町村における基幹的な法定普通税である固定資産税や個人住民税（所得割）などは応益課税の性格をもつ税として位置づけられ、課税標準に対して比例税率が適用される税である<sup>3</sup>。しかし、これらの税目によって特徴づけられる「応益課税としての比例税率の設定」という論理を援用して、箱根町の宿泊税において定率制（比例税率）を採用することは適当ではないと考えられる。

まず、応益課税は、行政サービスから受ける利益の程度に応じて住民（納税義務者）が税を負担するという考え方であり、利益の程度は、固定資産の価格や個人の所得というように、納税義務者がもつ「経済力」の大きさに応じて捉えるものとされる。しかし、宿泊税において、仮に宿泊料金を課税標準とした場合であっても、それが宿泊客（納税義務者）の経済力を示す変数と捉えることは必ずしも適切ではない。もちろん、宿泊料金と宿泊客の所得には一定の相関関係があることが推測されるが、宿泊客の「経済力」を直接的に捉えるものではない。そのため、普通税として宿泊税を導入する場合に、応益課税としての具体的な課税方法として、宿泊料金を課税標準とした定率制を採用することはふさわしくないとと言える。

なお、一部の団体では法定外目的税として宿泊税を導入し、宿泊料金を課税標準としたうえで定率制を採用している例がある。この例では、目的税として導入しており、税収の使途を観光振興策に限定しているため、宿泊料金の大きさと観光振興に限定された行政サービスによる利益の大きさを関連づけることにより、限定された範囲で比例税率を採用すること、つまり応益課税というよりも受益者負担に近い考え方で比例税率を位置づけていると解釈することができる<sup>4</sup>。

これに対して、箱根町では、宿泊する期間に町に滞在する宿泊者が一般行政サービスから受ける利益に応じて宿泊税の負担を求めるという考え方を採用しているため、普通税として位置づけることに加えて、税率としては1人1泊につき定額の負担を設定し、宿泊日数に応じた宿泊税の負担を求めることが妥当であると考えられる。

---

<sup>3</sup> 三位一体改革において所得税から個人住民税に税源移譲がなされた際に、個人住民税所得割の税率は従来の3段階の累進税率から比例税率に変更されたが、これは個人住民税の応益課税の側面が強化されたとも位置づけられる。

<sup>4</sup> 定率制を採用している北海道倶知安町では、定率制採用の理由を町内の宿泊施設の特性或徴税手続きの簡素化の観点から説明している（「倶知安町の宿泊税に係る資料」令和元年7月）。

#### 4. おわりに

ここまで、人口 1 万人程度の小規模団体において年間 2000 万人の観光客を受け入れる箱根町の地域経済上の特性等を踏まえたうえで、今後の安定的な財源確保の手段としての宿泊税のあり方について整理を行った。

箱根町では、観光客が受ける行政サービスが、観光振興策に限らず、救急消防、ごみ処理、下水道など町民と区別できない一般行政サービスにも及んでおり、これらの観光客の来訪にともなう財政需要の大きさが構造的な財源不足の大きな要因となっている。そのため、観光客に負担を求める現実的な方法として、滞在時間が長く、観光消費額も大きい宿泊客の宿泊行為を課税客体とする宿泊税を導入することには一定の合理性がある。また、宿泊税の税収の使途を観光振興策に限定しないため、法定外目的税ではなく、法定外普通税として導入する必要がある。そのうえで、税率設定の考え方は、応益課税としての性格を有するため、滞在日数に応じた定額の負担を求めることが妥当である。

今後は、全国初となる法定外普通税での宿泊税導入に向け、納税義務者、特別徴収義務者などの関係者に対し、箱根町独自の考え方を丁寧に説明していくことが重要である。そのうえで、宿泊税導入の実現により、観光振興策だけでなく、住民の定住促進や地元事業者の育成をはじめとする地域経済上の課題への対応など、住民と観光客の双方を対象とした一般行政サービスのための安定的な財源確保を期待する。